

平成 29 年 決算審査特別委員会(個別質疑)

- 1 開催期日 平成 29 年 9 月 27 日(水) 午前 9 時 57 分から午後 3 時 39 分
- 2 開催場所 庁舎 5 階本会議場
- 3 出席委員 國枝決算審査特別委員会委員長、中川決算審査特別委員会副委員長
野村委員、島崎委員、橋本委員、谷浦委員、稲田委員、藤田委員、
大迫委員、木村委員、坂本委員、川崎委員、尾崎委員、鈴木委員、
田辺委員、鶴谷委員、板垣委員、永井委員、山本委員、滝 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 なし

6 市側出席者

【建設部】

建設部長	駒 形 智	庶務課長	中 居 直 人
都市整備課長	中 垣 和 彦	建築課長	中 島 秀 男
土木事務所長	新 田 邦 広	用地補償・地籍担当主査	谷 畑 雅 人
渉外・治水担当主査	菊 地 徳 久	道路・河川担当主査	相 花 悟
道路・河川担当主査	大 西 康 文	公園・区画整理担当主査	柄 澤 佳 宏
公園・区画整理担当主査	佐々木 克 彦	緑化推進担当主査	北 口 馨
建築工事担当主査	嘉 屋 康 夫	建築工事担当主査	牛 島 裕 幸
建築指導担当主査	松 崎 隆 志	住宅管理担当主査	上 森 秀 樹
河川・橋梁担当主査	野 本 周	道路担当主査	藤 本 悟
除雪担当主査	松 本 直 樹		

【経済部】

経済部長	藤 木 幹 久	農政課長	砂 金 和 英
観光振興課長	山 田 基	商工業振興課長	諏 訪 博 紀
企業誘致担当参事	庄 司 直 義	農業振興担当主査	中 尾 謙 介
農地保全・農産・林務担当主査	山 本 浩 幸	観光振興担当主査	青 木 潤
商工業振興・消費・雇用・労働担当主査	笹 原 拓 己	商工業振興・消費・雇用・労働担当主査	宮 本 大 介
商工業振興課主任	福 嶋 祥 子		

【水道部】

水道部長	藤 嶋 亮 典	業務課長	遠 藤 智
水道施設課長	藤 縄 憲 通	下水道課長	橋 本 洋 二
下水処理センター長	藤 本 正 志	庶務担当主査	佐々木 保 彰
料金担当主査	桜 庭 基 人	管理担当主査	橋 本 義 公
給水担当主査	吉 岡 亮	工事担当主査	野 尻 敬
事務担当主査	木 村 公 也	管理担当主査	山 下 知 芳
処理施設担当主査	人 見 桂 史	複合処理担当主査	鎌 田 憲 昭
施設担当主査	森 田 寿 雄		

【教育部】

教育部長	水 口 真	教育部次長	佐 藤 直 己
学校教育課長	河 合 一	小中一貫教育課長	富 田 英 禎
文化課長	丸 毛 直 樹	エコミュージアムセンター長	小 島 晶
学校給食センター長	鈴 木 靖 彦	庶務担当主査	花 田 秀 樹
施設担当主査	高 橋 猛 博	学校教育担当主査	福 田 康 生
教育支援担当主査	笹 森 和 宏	小中一貫担当主査	竹 内 弘 大
社会教育担当主査	山 田 孝 博	体育担当主査	斉 藤 洋 平
文化振興・管理	山 崎 博 夫	読書推進担当主査	蛭 名 優 子
エコミュージアム担当主査	若 澤 路 子	エコミュージアム担当主査	畠 誠
業務担当主査	須 貝 初 穂		

7 事務局

事務局長	仲 野 邦 廣	書記	阿 部 千 明
------	---------	----	---------

8 傍聴者 2人

議事の経過

國枝委員長

おはようございます。ただいまから、決算審査特別委員会を開会いたします。

本分科会の日程は、すでに各委員に配布の審査方法等協議資料のとおりであります。

各委員のご協力をいただき、日程どおり審査を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

審査に入る前に質疑の方法について確認いたします。

質疑は提出いただいた通告に則り行っていただきます。

回数は3回までとします。

質疑の順番は挙手いただき、委員長が指名した順となります。

通告をした全ての委員の質疑終了後に、各委員が1項目についてのみ質疑を行うことができます。ただし回数は1回とします。

なお、総括質疑を行う場合には留保する必要がありますので、その旨を宣言されますようお願いいたします。

また、質疑は簡潔をお願いいたします。

答弁者におかれましても、簡潔に答弁されるよう、お願いいたします。

なお、傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより、許可いたします。

それでは、散会前に引き続き、議案第12号 平成28年度北広島市各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑される委員は、決算書のページなど、どの部分の質疑になるか明確にしてから質疑をお願いします。

それでは、初めに、一般会計の農林水産業費の質疑を行います。

山本委員。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

私のほうからは、決算書169ページのグリーンツーリズム推進事業について、鳥獣による農作物等被害防止対策事業についてお伺いしたいと思います。

まず、グリーンツーリズム推進事業ですけれども、28年度は事業拡大ということで、通常のPR活動とは別に先進地視察を2カ所行っておりますけれども、この視察の目的と、視察の概要、そしてグリーンツーリズムを北広島で推進していく上での参考となった事項というのは具体的にどのような点があったのか、お伺いします。

2点目は、鳥獣による農作物等被害防止対策事業。決算書で171ページ、主要施策では46ページになります。この鳥獣駆除の実績につきましては、昨日環境課のほうから、エゾシカ78、アライグマ89、きつね32、カラス1,692という報告がされましたので、この駆除数に間違いなければこれでよろしいと思いますけれども、具体的に鳥獣に関する農業被害というのは具体的にどの程度出てきているのかお伺いします。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

グリーンツーリズムの推進事業の拡大分における、先進地の視察の目的については、本市が取り組みを進めています、北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、基本目標の4点目に掲げています、挑戦・チャレンジできる環境づくり、企業と雇用を促進する、の具体的な施策として、グリーンツーリズムや6次産業化などを目指す農業者に対し、支援制度を策定することとしており、先進地の補助内容や補助額について、参考資料を収集することなどを目的として、視察を行ったものです。視察の概要については、鹿児島県の薩摩川内市や、広島県の三次市ほか、合計4市の6次産業化への支援事業等の内容について学んできたところです。

参考となる事項については、補助制度の策定の考え方、それから農業者が取り組む6次産業化等の意識の醸成の図り方等が参考になったところとして、特に大きく支援をしなければなかなか本業の農業と両立をすることができないということと、核となるものを行政が主体として応援しなければなかなか育っていかないということは、非常に私どもとしては参考になったと考えるところとして、今後の制度設計の考え方に生かしたいと考えています。

鳥獣の農業被害の関係ですが、昨日の委員会の中でも鳥獣被害の駆除数については説明をしているところですが、被害の部分で、農業に限って申し上げますと、エゾシカは75頭、キツネが13頭、鳥類が892羽となっています。被害の状況の額の部分ですが、平成28年度は、エゾシカは、被害面積が8.16ヘクタール、被害額が176万7千円。キツネは、0.45ヘクタール、被害額が47万円。鳥類は、0.001ヘクタール、4千円で、アライグマが若干の面積で、被害額が40万円。全体で被害額が264万1千円となっています。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

補助制度ですとか、市の関与のあたりが参考になったということで、具体的な取り組みの中身等についてはここで細かくは聞きませんが、具体的にグリーンツーリズムをこれまでやってきて、どういう効果があったのか。例えば、農業生産における経済的な効果等を含めて、どういう効果があって、これからどういうふうに進めていくつもりなのか、お伺いしたいと思います。

それから、鳥獣被害につきましては、農業被害額が264万ということなんですけれども、農政課としてどれくらいの鳥獣駆除を今後行っていくのか、そういう計画みたいなものはお持ちなのでしょうか、お伺いしたいと思います。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

グリーンツーリズムの効果と申しますか、実態ですが、現在農政課として、交流農園マップというのをつくり、それに載っているグリーンツーリズムの活動を行っております農業者は32です。年間で申しますとおよそ60万人のお客様の入り込みがあり、10億程度の消費をしていただいているところです。2年続けて見てみますと10億1千万円程度で、若干増えています。私どもが積極的にPRをすることで、支援していきたいと考えているところです。

また、今後さらに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で交流人口を増やす、農家の収入を増やすといったこともまち・ひと・しごと創生総合戦略の目標に合致するように施策を進めていきたいと考えているところです。

鳥獣の関係ですが、効果について、非常に農家の皆さんからは、収穫期それから春先の植え付けをした後にすぐシカに食べられてしまうということもありまして、潜在的にはまだ被害額が出ていないところがあり、把握できていないところもあり、まだまだ取り組まなければならないと思っているところです。計画については、3年間で計画しています鳥獣被害の防止の計画を設けています。これは、シカでおおよそ40頭ぐらいの計画を持っていますが、今年の動きで見るとシカが増えており、全道的な動きで見ると、北海道は非常に力を入れている施策ですので、シカは減少傾向にあるわけですが、道東のほうは効果が出てきているところですが、西側逆に増えている地域もあるということで、私たちの地域もそういう傾向があると感じています。今年の駆除数を見ると、増えている傾向です。計画量も増えており、次年度の計画は、倍増するぐらいの計画でシカの駆除を考えているところです。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

6次産業化の問題もありますし、グリーンツーリズムについては、農業だけじゃなくて、商工業を含めて非常に波及効果が高いと思いますので、ぜひ取り組みを進めていただきたいなと思います。

それから、鳥獣被害につきましては、エゾシカが次期計画が倍増するという事なんですけれども、ぜひ環境課と相談して潜在的な頭数の調査を含めて計画的な駆除を行ってほしいと思います。先般高校生との意見交換会をやった中でも、かなりカラスの被害が、数が増えてきているんじゃないかというようなこともありまして、農業被害額としてはカラスは少ないようなんですけれども、環境課と連携してそこら辺のところを取り組んでいた

だきたいとお願いして終わります。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは、1点質問させていただきます。

予算書 168 ページ、報告書 45 ページの多面的機能支払交付金事業についてなんですけれども、この事業についてホームページ等でよくわからないので見てきたんですけれども、地域の農村環境や、農業用施設の維持管理の活動を目的としてそれを活動する農業者や地域の住民で構成される団体に交付される事業というふうに理解したんですけれども。地域との協働活用ということなんですけれども、人材は十分確保されているのか。どのような構成団体で、何名の方がどのくらいの期間でやっているのか。農業者のほかに地域の住民の参加があるのかどうかお伺いします。これの目的は、担い手の育成や地域の活性化となっていますけれども、何年かやっているのかと思うんですけれども、成果は上がっているのかお伺いします。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

多面的機能支払交付金事業は、農業施設の長寿命化、集落機能の低下防止などを図るために地域の農村環境、農業施設の維持・保全向上活動を行っている団体を支援するということです。補助額は、国が2分の1、北海道が4分の1、市が4分の1となっており、市は間接補助としてこの全額を支出しているというものです。現在、本事業で活動されている組織は、北広島市では、平成19年4月に設立された、北の里から南の里までを活動地域とする東部環境保全会という1団体のみで、対象面積は462ヘクタールを活動の地域としています。農業者を中心に町内会や農協等の団体を合わせて、56名で構成されていて、活動の内容は、畦畔、農用地、防風林等の草刈り、水路の草刈り、保守、農村環境の保全活動として、花壇の整備などを行うなどの活動内容となっています。活動の人数は、町内会、農業者等を含め、延べで平成29年度は878名、活動の時間は583時間となっています。地域的には北の里から南の里地域の東部地域全体というふうになるかと思いますが、人材としては、十分だというふうに考えているところです。効果としては、今申し上げたように地域の施設等の維持・保全、それから、環境の美化が図られるということで、十分効果は上がっていると考えているところで、今後も継続して支援をしていかなければいけないと考えています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

農業者にとっても、すごい良い事業といいましょうか、そういう印象を受けるんですけども、活動団体は今東部環境保全会ということなんですけれども、ほかに対象となるような団体は、当市にはいないのかをお伺いします。

それと、補助額は去年とはまた若干金額が違っていると思うんですけども、これは毎年この事業に応募というんでしょうか、手を挙げるためにはプランなどをつくらなければいけないものなのか。

それと、これは遊休農地の解消ということも目的の 1 つに入っていると思うんですけども、そういうところにつながるような動きはないのかお伺いします。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

活動組織が現在北広島市では東部地域で活動する 1 組織だけですが、できれば私どもも活動地域をさらに市内全域の中で取り組めないかということは考えているわけですが、地域的に農業者ですとか、担っていただく町内会の皆さんですとか、その地域により異なっているため、他の地域で実施することは検討しましたがけれども、実際には難しいというふうに捉えているところです。

それから、プランの関係ですが、毎年度、東部環境保全会が中心となり、市も取り組みの内容を協議をさせていただくわけですが、毎年計画をつくり、それに基づいて補助金の申請等をして、実施しているところです。その中では、計画的に「保全するところは今年、さらに来年はこうしよう」ということで、計画的に保全会で検討して、私たちも協議をして、事業実施をしているところです。

それから、遊休農地の関係ですが、地域に遊休農地が全くないというわけではないんですが、基本的に環境保全会が活動するところについては、遊休農地がない部分に取り組むというようなルールになってますので、保全会が直接遊休農地に手を付けるというわけではないんですけども、意見交換を行う中で、私どもも、「この地域にこういった土地がある」というふうに聞いておりますので、そういうところは農業委員会とも連携しまして、どういう形で農地を有効活用できるのかということでは、把握をしているというふうに考えているところです。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは2点簡潔にお聞きします。

農林水産業費、農業費、6次産業化等支援事業。まず、28年度の事業内容と、事務事業評価で拡大となっていますが、その理由について、わかる範囲で詳しくお答えください。

それから、農業費、畜産競争力強化対策支援事業、171ページ。これは、ロボットの導入のことだと思うんですけども、この事業効果はどうだったのか、ご説明願います。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

平成27年度から平成28年度拡大ということで、まずは平成28年度の6次産業化等支援事業は、農業者の経営の多角化、それから、6次産業化への意識醸成が図られるように、北海道6次産業化サポートセンターから講師をお招きし、取り組みとしては、セミナーを開催したということになっています。このセミナーは、終了後に希望者に対し、相談会も実施させていただきました。なお、平成27年度は、取り組みの初年度だったということもあり、計画の検討ということで、特段事業の取り進めはできず、事業としては非常に少ないということになっています。それから、拡大の部分ですが、今後北広島市のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、グリーンツーリズムや、6次産業化の実際の補助制度の設計等を考えているところですので、これらをできるだけ、地域で交流人口を増やせるとか、雇用を多く増やせるとか、それらを考えた時に、大きく助成をしたいと考えていますので、そういうことから拡大ということであげているところです。

次に、畜産競争力強化対策整備事業については、200頭規模の酪農家1件にロボット牛舎の導入をして、地域の核となる酪農家を育成し、地域の畜産の振興を図るということです。畜産クラスター事業として道央管内、江別、北広島、恵庭、千歳、が一体となり、地域で育成する農業者を選び、道央管内全体として事業を進めていく内容です。今回は1件の農家さんの希望があり、協議会としても支援していくことになり、ロボット牛舎を導入したわけです。効果としては、乳量が微増しているということと、労働環境としては、労働時間の減少になりました。導入されてからまだ6カ月ですが、効果が出ているということです。導入した経過の中では、特に労働時間を減らすという観点では、搾乳する時間、それから、育成をする時間。搾乳する前の牛ですけども、これを育成する時間が非常に大変になっており、これに対応するためにロボット牛舎を入れたということで、畜産関係の関係者からも効果が出ているというふうに伺っているところです。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、再質問します。

まず、6次産業化であります。これは国も1つ力を入れていく方向性のものだと思いますけれども、まず28年度にセミナーを行って、おそらく北広島では何がいけるのかというのを探ろうとしたということだと思っております。今後、本市として特色が出せるもの、その芽はあるのかどうか。それをまず担当課としてどのように押さえているのかご説明を再度お聞きします。

畜産競争力であります。28年度は北広島では1件の方が手を挙げたということで、今のご説明では労働力の軽減だとか、いろんなことで効果が出始めているということであります。今後、北広島から2件目、3件目という方の可能性があるのかどうか。その辺見通しについてご説明願います。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

まず、6次産業化の関係ですが、現在これに対応する希望者がいるのかということを含め調査を進めています。その中で、個別にどこの地区にどなたということは申し上げる段階ではありませんが、現在5件の6次産業化、グリーンツーリズム等の事業を進めていきたいということを聞いています。個別の部分は申し上げられませんが、50万円程度のものから億を超えるものについて事業をしたいということで、聞いているところです。特色ある部分としては、本市はイチゴ狩りですとか、グリーンツーリズムが最近定着していますが、作物としても、イチゴを加工するというような事業計画を聞いていますので、特色あるものができてくるというのを期待し、そのための支援をしていきたいと考えているところです。

次に、畜産競争力の部分ですが、こちらは、現在1件ということになってはいますが、ほかに数件事業を進めていきたいという要望は聞いています。しかしながら、国の予算の関係もあることから、この道央地域管内でもポイントを付けて補助申請をしていかなければならないということがあるため、今のところ北広島ではポイント等々を比較すると、すぐ実現できるかについては、少し時間がかかると考えているところです。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、6次産業化で1点だけ。今、課長のほうから5件程度のそういう動きがありますよというお話がありましたけれども、その方々を市としてバックアップするという立場からいきますと、29年度の6次産業化の予算等々では十分な対応が可能とみているのか、その辺の見通しのご説明をお聞きしたいと思います。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

29年度の予算では、28年度に引き続き、農業者の意識醸成や、事業効果等を検証するというので、予算取りをしています。今後次年度以降に向け、本格的な制度設計を行い、それに基づいて平成30年以降施策の実行を考えているところです。

國枝委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

川崎委員。

川崎委員

ちょっと通告がないんですけれども、市の仕事ではないということなので、事業ではないんですけれども、担当は農業関係の担当だと思えます。何かといいますと、砂利採取ですね。これは許可するのも道であるし、管理も道なんですけれども、例えば中の沢のところの砂利採取については、もうご存知だろうと思いますけれど、雨の次の日は大変な砂ぼこり。雨の日は当然泥だらけになるわけです。そういった部分での市のかかわりというか、どこまでできるのか。例えば、これは噂に過ぎないし、私もそうかなとは思いますが、あれは砂利採取であって、外に出すのはいいんですけども、中にものを入れている。残土置き場になっているんじゃないかという指摘もあります。また一方で、これは場所は違いますけれども、去年は輪厚の市街地に強風の日に相当な砂ぼこりがたって、それも旧小学校跡地の裏側の砂利採取。これは砂利採取終わっているんですけども、処理が悪かったのか、輪厚全体が砂ぼこりになったような状況があった。この辺の市のかかわり方というのは、一体どこまでできるのか、そして、その指導というか、道はほとんど見ていないと思うんですよ。それは、やっぱり地元、自治体が見るしかないと思う。その辺のかかわりというか、一応担当ということがうたわれているので、1つの業務であろうとは思いますが、その辺についての見解は。

國枝委員長

砂金農政課長。

砂金農政課長

中の沢、輪厚地区ということで2つの地区を取り上げられておられましたが、私ども農業の立場としても、ほこりとか、いろいろな部分で気になるところです。また、農政課の所管として、森林法の関わりもあり、雨が降った後流れてくるとか、その後ほこりが舞うとか、いくつか市民の皆様からも苦情きていているところです。これについては、許可権限等を持っている北海道に申し出をして、北海道と一緒に現地の確認をするといったことで、業者に対して指導するというのを通常の業務としてやっています。確かに、頻繁にそういった部分は聞くものですから、注意をしながら少し対応がすばやくできるように心がけながら、北海道にもこういった内容を申し伝え、対応を迅速にするように連携して取り組んでいきたいと思っています。

國枝委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

以上で、農林水産業費の質疑を終了いたします。
暫時休憩いたします。

休 憩 10時29分

再 開 10時30分

國枝委員長

休憩を解き、再開いたします。
次に、商工労働費の質疑を行います。
鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうから、2点質問いたします。

1つは、起業支援促進事業です。決算書175ページ、成果に関する報告書66ページです。新規起業に対する改装費用等の一部を支援するという事業ですが、認定3件とありますが、まず、認定に至らなかった申請などはあったのか、その件数など概要をお知らせいただき

たいと思います。

次に、採択した、申請を認めた支援はどのようなものだったのかお伺いします。

次に、働きたい女性のための就労支援というところでは、ここに事業は2つあるということを示し添えます。

働きたい女性のための再就職支援事業と、働きたい女性のための企業合同雇用説明会という事業です。決算書177、178ページ。成果に関する報告書は61ページです。昨年初めて開催した事業ということで、開催日程だったり、いろいろ反省はあったかと思うんですけども、説明会、セミナーなどに参加した方、または説明会に参加した事業者、企業から寄せられた感想や意見などはどのようなものがあったのかを伺います。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

起業支援促進事業についてお答えします。

まず、事業の実績ですけれども、平成28年度の申請件数は3件で、補助金額は385万5千円となっております。地区別では、東部地区が2件、大曲地区が1件となっております。職業別でいきますと、飲食業が1件、それと美容室が1件、コワーキングスペースカフェが1件となっております。

國枝委員長

宮本主査。

宮本商工業振興・消費・雇用・労働担当主査

相談にいられましたけれども、申請に至らなかった事業者についてご説明します。1件相談にいられましたが、今回の創業支援事業については、地元の業者を使って改装するというのが条件となっておりますが、地元の工事業者と契約しないということが不採択となった理由です。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

働きたい女性のための再就職支援事業及び働きたい女性のための合同雇用促進事業についてお答えいたします。

まず初めに、アンケートの結果の分析についてですが、働きたい女性のための再就職支

援事業については、昨年度参加した研修生のアンケート結果を見ますと、座学研修の中で行ったパソコン研修が大変好評でありました。それと、出産や育児等でブランクの期間に操作方法が変更となったパソコンのソフト等についても丁寧な研修を行ったことが好評の一因になったと考えています。また、ビジネスマナーも研修の一環として、人前で話す訓練や、挨拶の唱和を行っており、修了した研修生からは、大変ためになったとのご意見をいただいています。

そのほかに、雇用形態について伺ったところ、正社員を希望する方は全体の 33%、パートタイマーが 37%、契約社員が 17%という結果になり、フルタイムで働くことよりは、子育てや家事と両立ができる働き方を希望する方が多いという傾向であることがわかりました。

次に、企業合同雇用促進事業についてですが、来場者を対象に、今後本市が行う雇用対策に関する希望について伺ったところ、全体の約 4 割の方が働きたい女性を対象とした合同企業説明会だけではなく、男性ですとか、新卒あるいは夜勤が可能な方、介護職など対象者を拡大した合同企業説明会の開催を希望されておりました。こうした意見から、次年度以降は対象者を拡大した合同企業説明会の開催を検討しているところです。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

ただいまご答弁いただいたところで、次回開催の時にはという部分がありましたが、ほかに昨年の取り組みや反省などを踏まえて今年度すでに 9 月、10 月に 2 回目が開催スタートしていると思いますが、2 回目のほうに反映されていること、工夫した点などはどのようなことがありますでしょうか、お伺いいたします。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

今年度の事業で見直しを行った点ですが、働きたい女性のための再就職支援事業は、昨年度参加した研修生に、職場実習前に実際に実習企業を事前に見学に行ける機会が欲しいとの意見をいただいたことから、今年度より企業見学会を実施しています。それと、昨年度実習を受け入れてくれました企業へのアンケートを行ったところ、職場実習期間は現行よりも短くても良いのではという意見が多くあったことから、来年度は職場実習期間の見直しを行いたいと考えています。

次に、働きたい女性のための合同雇用促進事業についてですが、昨年度は悪天候や市内

の学校行事と重なった影響により、来場者が少なかったことが反省点の1つでありました。今年度は、実習時期を一カ月早め、市内の学校行事などと重ならないようにスケジュールを組んでいます。

また、昨年度、説明会の実施期間を1日としていましたが、今年度はより多くの方に来場いただけるよう2日間の日程としています。今後も研修生や協力企業の皆様のご意見を聞きながら、より効果的な事業を目指してまいりたいと考えています。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

私からは、創業支援促進事業ということで、主な成果の報告書61ページになりますけれども、この創業支援事業については、今、鶴谷委員が質問された、起業支援、起こす業です。起業支援促進事業と、コミュニティビジネス創業支援事業、空き店舗利用促進事業の3つから成る創業支援事業ですけれども、この3つの事業で支援した地域別、業種別の実績というのはどうなっているのでしょうか。

それから2つ目は、この中の事業のコミュニティビジネス創業支援事業なんですけれども、この実績を見ますと、相談件数が3件ということですが、認定は0件ということで実績がないわけですが、相談内容と認定に至らなかった理由についてお聞かせ願いたいと思います。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

創業支援事業の実績についてですが、はじめに、起業支援促進事業については、平成28年度の申請件数は3件で、補助金総額は385万6千円となっています。地区別では東部地区が2件、大曲が1件となっております。業種別では、飲食業1件、美容室1件、コワーキングスペースカフェが1件となっています。

次に、空き店舗利用促進事業については、平成28年度の新規申請分は6件で、補助総額は昨年からの継続を含め、284万6千円となっています。地区別では、東部地区が5件、団地地区が1件となっています。業種別では、飲食業が2件、美容室が1件、コワーキングスペースカフェが1件、ソフトウェア委託開発が1件、設計リフォーム業が1件となっています。

最後にコミュニティビジネス創業事業については、先ほども委員がおっしゃいましたように、平成28年度は創業に至ったものはありませんでした。相談は飲食業が2件、窯業が

1件ありました。

次に、採択とならなかった理由についてですが、申請にあたり創業計画をいただく必要があることから、本事業で委嘱するコミュニティビジネスアドバイザーからの助言を受けながら計画策定に取り組んでいたところですが、窯業の1件については、どんな地域課題をどのようなビジネスとして解決していきたいかが不明であったことから、創業には至りませんでした。また、飲食業のうち1件については、空き店舗利用促進事業を活用して開業することとなり、もう1件については開業の要件が整わず、断念したものです。

以上であります。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

今のお答えになったのは、実績なんかを見ますと、飲食業、美容室等が多いわけですがけれども、やはりコミュニティビジネスという形の事業の概念というのは、なかなか一般の方には理解されづらいという面があると思うんです。私は、今の農福連携ですとか、6次産業化ですとか、かなり北広島で業を起こしていく種はいっぱいあると思っているんですよ。それも、農業とも関係するんですけども、コミュニティビジネスという形でも拾える事業も結構あると思うんです。そういう意味で、創業支援の枠、業種をもうちょっと広げていく努力、また、コミュニティビジネスについては、この概念なり取り組み仕組み、創業を掘り起こしていくそういう取り組みなどが必要だと思っております。そういう意味で、創業支援策の今後の取り組みについて、もうちょっと強化していくべきだと思うんですけれども、そこら辺の考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

國枝委員長

諏訪課長。

諏訪商工業振興課長

創業支援策の対策の方向性についてですが、コミュニティビジネスは少子高齢化コミュニティの醸成、それと環境保全、地産地消などの地域課題の解決などを図るための効果的なビジネスであり、現在も市内で開業している事業者においても、当初の創業計画に基づき、地域課題の解決に向けたビジネスを継続しているところです。近年は操業実績が乏しいものの、今年度は、創業に向けて有望な相談もあることから、今後もコミュニティビジネス創業については、支援を継続したいと考えています。また、現在も市のホームページに掲載し、周知しているところですが、コミュニティビジネスとはどういうものであるか、もっと理解を深めていただけるよう、ホームページの充実も図ってまいりたいと考えてい

ます。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

コミュニティビジネスというのは一時期はかなり話題になって、チャレンジする人も多いと思うんですけども、北広島市として地産地消ですとか、そういう地域課題を解決するためのいろんな取り組みを、事業として行っていただくということは非常に有効だと思います。そういう意味で、言葉の周知も必要なんですけども、ぜひ事業者に対して、積極的に取り組みを促進していくようなことで、商工会ですとか、それから農政課との連携ですとか、福祉団体との連携ですとか、そこら辺のところ、取り組んでいただいて、もっと事業の主体者を掘り起こしていくという、その中から芽が出ていくと思うので、そういう取り組みをやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

今、山本委員がおっしゃいましたように、われわれも今後このコミュニティビジネスについて、もう少し事業者を掘り起しできるよう検討してまいりたいと考えております。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは1点お伺いします。予算書174ページ、報告書は60ページになります。サイクルツーリズム等観光拠点整備事業なんですけれども、エルフィンロードがあって、自転車で観光ということに力を入れていることは理解しております。ツール・ド・キタヒロも随分定着してきて、人気のあるイベントだと思うんですけども、道外からの参加、それに合わせて問い合わせはどのくらいあるのかお伺いいたします。

28年度、幕張メッセのプロモーションとか、台湾日月潭のサイクリングイベントにも参加されたということなんですけれども、こちらのほうの成果といいますか、それはどうだったのかお伺いいたします。

國枝委員長

山田観光振興課長。

山田観光振興課長

道外からの問い合わせということで、まず 1 点目、ツール・ド・キタヒロの参加と問い合わせの件ですが、昨年はなかったんですが、今年度 1 人参加されている状況です。

それと、2 つ目のサイクルツーリズムのプロモーションということで、サイクルモードインターナショナルの成果、内容の問い合わせかと思えますけれども、昨年の 11 月 4 日から 3 日間、幕張メッセで行われた事業で、サイクルツーリズムを通じて本市の魅力を発信するというのを目的に、まずは認知度の向上を目的に参加させていただいています。当日は、VR によるサイクリング体験とか、その他観光 PR、コンセプトブックなどを配付して、情報提供や観光 PR を行ったところ。効果としては、来場者が 2 万 7 千人という、多くの方が参加するこのイベントで、PR を実施することができて、サイクルツーリズムの浸透を図ることができたと考えているところです。また、メディア、ウェブサイト等で、全国的に取り上げられたこともあって、北広島の認知度向上につながったものと認識しているところです。

台湾プロモーションということで、北海道観光振興機構の成熟市場誘客促進事業という事業が昨年行われ、台湾のサイクリングセミナーに、まずは本市の概要を知っていただくということで、本市の職員 1 名が参加しています。職員の旅費程度のものしかなかったんですが、まずは現地に、インバウンドの状況等も含めて、視察的な意味合いも含めて参加させていただいている状況です。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

これからは、多分道内だけでなく道外からも、海外からも自転車、サイクリングロード、サイクリングツアーの観光というのが必要になってくると思うんですが、今回台湾、海外に視察に行ったことで、今でも東南アジアとか近場の台湾をはじめいろんなところからの観光客は多いと思うんですが、そういう人たちのサイクリングツーリズムにつながるのか、そういうことはないか伺います。

あとは、北海道でもいろいろと自転車を使った新しい観光ルート、例えばシーニックバイウェイですとか、いろいろなそういうことも、自治体と民間と協力してそういうものもいろいろと始まってきていると思うんですが、そういうところへの参入ということも考えてらっしゃらないのか、伺います。

國枝委員長

山田観光振興課長。

山田観光振興課長

まず、再質問の 1 点目台湾ほかの東南アジア系のサイクリングツアーの造成ということだと思いますが、今年度、台湾の方をインバウンドの誘客という目的で、そしてサイクルツアーの商品として企画できるように、台湾の旅行業者、メディア 5 社をお招きして、商品ができるような、そういったプロモーションをやっている状況です。現段階では、まだ商品というのはでき上がっていませんが、今後も商品造成というのをなんとか働きかけていきたいと考えています。

2 点目の、ほかの団体との連携というところですが、本市が積極的にサイクルツーリズムに取り組んでいることもあり、他団体からもいろいろご介いただいています。そういった部分は、積極的にわれわれのほうからもプロモーションを働きかけて、連携していきたいと考えています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

北広島は今いろんな意味で注目されているところだと思いますので、ぜひ観光の部分にもそれを上手に活用して、エルフィンロードをはじめ北広島の資源が十分活用されるようにしていただきたいと思いますんですけども、今、海外からというところで、ルート案内ですとか、表示ですとか、台湾の方は多分英語がわかるかと思うんですけども、そういういろいろな市内の各地のルート案内、看板、そういうものの整備とかは今後どういうふうにされていくのかお伺いします。

國枝委員長

山田観光振興課長。

山田観光振興課長

まず、サインであったり観光案内のルートということで、それとガイドンスというか、案内がどうなるかということだと思います。これは、かねがねいろいろ皆さんからもご指摘いただいておりますが、まだ十分な状況となっていません。そういった部分は、今後検討させていただき、設置に向け検討したいと思っています。

また、最近ですと広域で、千歳、恵庭、北広島で広域でドライブルートの的なものの扱いとして、そういったご案内というのも研究し、協議会を立ち上げている状況です。そういう海外の方々の受け入れ体制も検討したいと考えています。

國枝委員長

稲田委員。

稲田委員

2点お伺いいたします。

決算書は173ページです。そして、報告書が47ページ。地域商店街活性化事業についてお伺いします。これは、「商店街のにぎわいと活性化を図る各種事業に対して補助する」とありますが、この4団体の活動内容と、この54万7千円ですけれども、4団体に補助するのかどうかお伺いします。

続きまして、企業誘致推進事業、こちらが決算書175ページ、報告書が47ページです。事業所の新設者に対する市内居住者雇用奨励金を交付するというので、28年は14人分とございますけれども、こちらは正規雇用であると思います。そして、この14名の方が北広島市内のどのようなところに居住されているのかお尋ねいたします。

以上です。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

地域商店街活性化事業の具体的な内容についてですが、現在北広島中央商店街振興会のほか、4つの振興会が行うイベントや研修事業に補助を行っています。平成28年度の実績は、北広島中央商店振興会には、商店街の花壇への花植え、それとふれあい雪まつりでのステージイベントの事業。行燈やイルミネーションによる電飾等に係る費用。北広島団地商店街振興会には、北広島駅西口公園で開催する夏祭りの事業に対し補助をしたところです。また、大曲商業事業者振興会には、花壇への花植え、地区夏祭りの事業等の費用に、西の里地区商店街振興会には、三角くじ付き歳末大売り出しの景品購入等に対し補助をしたところです。会員の補助については、振興会のそれぞれの会員の数に応じて補助金を配分しているところです。

2点目の、企業誘致にかかわる、昨年度の奨励交付金の申請数は、3件で、14名の方を対象に700万円を交付しています。内訳は、食品製造業2件、医療器具製造業1件となっています。交付金対象者の市内の居住先についてですが、地区別では北広島団地地区が1名、東部地区が9名、西の里地区が1名、大曲地区3名となっています。

國枝委員長

稲田委員。

稲田委員

商店街活性化事業ですけれども、活動内容がよくわかりました。これの成果はいかがだったでしょうか。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

成果としては、商店街の振興に寄与する効果を具体的に数値で表すことは難しいんですが、各地区の振興会が補助金を活用し、毎年環境美化やイベント等の事業を継続して実施していただいていることから、それぞれの振興会において、事業効果があるものと考えています。今後も商店街のにぎわいや活性化を図るため、この事業を継続してまいりたいと考えています。

國枝委員長

稲田委員。

稲田委員

企業誘致推進事業の再質問をさせていただきます。団地が1名、東部が9名、そのほかありましたが、これはもともと住んでらっしゃる方が雇用されたのか、それとも他地域から引っ越された方がいらっしゃるのかわかりますでしょうか。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

居住先についてですが、新たに北広島に転入してきた方ではなくて、市内に住まっていた方が雇用となったところでは。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは1点だけお聞きします。

商工費、中小企業等融資事業、173ページ。28年度の融資実績と、融資を受けた企業で、

倒産件数が 28 年度あったのかどうか。

それからもう 1 つ、返済ができなくなった件数があったのかどうか、28 年度の実態をご説明をお願いします。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課

平成 28 年度の融資の実績については、運転資金の貸し付け実績は 71 件、6 億 9,225 万円。設備資金が 34 件、3 億 2,882 万円。個人事業主と小規模事業者に対する小口資金が、45 件、1 億 5,657 万円で、合計 150 件、11 億 7,764 万円となっております。前年と比較では、貸し付け件数は 27 件、貸し付け額で 2 億 4,912 万円の増額となりました。

融資を受けていた企業の倒産は、毎月金融機関から提出される融資取り扱い報告書によると、倒産はありませんでした。

次に、返済に滞りが生じた企業は、3 件ありましたが、現在も返済に努めていただいているところです。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、再質問します。

ということで、この北広島の中小企業等の融資制度。これは経営者の方からいうと非常に評価が高い。1 つは、この利子の 1% 補給というのは他市でもよくある例なのですが、特に信用保証協会の保証料を全額市が負担するというようなことはなかなか他市ではないと思うんですが、担当課の調べとして本市と同じような信用保証協会の保証を行っている自治体があるのかどうかをまずお聞きします。

もう 1 点、利用者の企業からは本市の制度はどのような使い勝手を含めて評価を受けているのか、この 2 点をお答えください。

國枝委員長

諏訪商工業振興課長。

諏訪商工業振興課長

1 点目の保証協会の関係ですが、昨年まで調べた結果では、他市では行ってはいないということですが、今年度はまだ調べておりません。

それと、どのような評価を受けているかということですが、私どもとしては、市独自の融資を行っていますので、中小零細企業の方々にとっても効果的な融資であると考えており、今後ともこれを継続することによって企業活動の継続と倒産を防ぐ効果があるものと考えています。

國枝委員長

以上で、通告による質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

以上で、商工労働費の質疑を終了します。
暫時休憩します。

休 憩 11 時 06 分
再 開 11 時 10 分

國枝委員長

休憩を解き、再開いたします。
次に、土木費の質疑を行います。
木村委員。

木村委員

決算書の 193 ページ、成果報告の 40 ページです。都市公園整備事業についてお伺いします。まず、公園遊具の古くなったところのリニューアルも今現在行っていると思うんですが、あと何カ所このリニューアルが残っているのかお伺いします。

それと、公園の樹木の剪定は、定期的に行っているのかどうか、お伺いします。

それと、もう 1 つは避難所になっている公園等の中で階段が設置されているんですけども、手すりが付いていないところがあるんですが、今後手すりは付けないのかどうかお伺いします。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

公園遊具のリニューアルについてですが遊具のある公園や、面積が2ヘクタール以上でベンチなどの施設がある公園は、市内に106カ所あり、そのうち平成28年度までに52公園の改修が完了しており、残りは54公園となっています。率にすると49%が改修済です。

2点目の公園内の樹木の剪定については、隣の土地に枝葉がはみ出ているとか、強風時に倒れた場合、大きな被害を及ぼす恐れがある場合などを優先的に実施しているところです。それ以外の樹木についても、指定管理者や市職員のパトロール、市民からの情報などに基づき、大きくなりすぎた樹木などについて適宜剪定を実施しているところです。

3点目の公園の園路のバリアフリー化については、主要な園路について、出入り口の段差解消や、園路の勾配をゆるくするなどの改修を遊具の改修時にあわせて実施しているところです。主要な園路以外に設置されている階段への手すり設置などについては、その施設の老朽化による改修時に対応してまいりたいと考えています。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

特に公園の樹木に関してなんですけれども、例えば目の前にはまなす公園があるんですけども、枝葉がはみ出ている場合の剪定を適宜行っているということだったんですけども、例えばツツジっていうんですか、ツツジは低木。本来であれば低い木だと思うんですね。それを今まで植えっぱなしでどんどんどんどん伸びていく中で、できれば1年に1回でも、それ以上伸びないような剪定っていうんですか、そういう低木は低木のままでいくような、そういう特に1年に2回くらいは草刈りで造園業者等が来ているんですけども、その時にあわせて低木は低木の枝を毎年1回でも剪定するようにしたら、伸び放題に、あまりツツジで伸び放題伸びていくのはあまり考えられないので、そういうことはできないのかどうかお伺いします。

それと、避難所になっている公園の関係で、バリアフリーという形では言ってたんですが、かなり急勾配の階段とかで手すりも付いていないところもあるんです。そういった時に、だんだん高齢化になってきて、上り下りがやはり大変になってきているので、そういったところも、いざ避難する時に手すりがないとちょっと危険というか、上り下りする時大変じゃないかなと思うので、付いていないところに設置するという事はかなりの金額はかかると思うんですけども、計画を立てて予算付けをして、手すり等を付けていただくことはできないのか再度お伺いします。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

低木の剪定について、草刈り等とあわせてできないのかというご質問なのですが、草刈りの作業員、作業機械と剪定については、機種等が違うものですから、あわせて実施するというのは難しい状況です。あと、低木の剪定についてですが、幹線道路などの緑地帯にある、景観を特に重視するようなどころにつきましては、適宜実施しているところではありますが、街区公園については、本数も多いことから、現時点ではできていない状況です。

次に、階段の手すりについてですが、先ほど申し上げたように、1公園につき1カ所の主たる園路等についてはバリアフリー対応を進めていることから、そちらをご利用していただきたいと考えているため、それ以外の園路の階段の手すり設置は、現時点では難しいものと考えています。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

公園の樹木に関して、今、年に2回草刈りにあわせて、例えばこれはあんまり何回も業者の方に手間をかけないために提案させていただいたんですけども、できれば主な幹線道路に面したところと今おっしゃいましたけれども、ゆくゆくはあれが各公園にある例えば低木が伸び放題になって、それであれば最初から植えなければ良かったかなと思うくらい状況ですけれども、1つ草刈りの業者に言えば、それなりの機材というか、一緒に持ってくるんじゃないかなと思うんですけども、ただ上の部分を、例えば各家庭でもやっていますけれども、平らに機械でぐーっと刈り込むというような、そういうのも造園業者であれば用意できるんじゃないかなと思うんですけども、その点再度お伺いします。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

剪定についてですが、今後は、公園の状況、確かに大きくなりすぎたものについて、今後計画的な部分で実施していくことを検討してまいりたいと考えています。

國枝委員長

橋本委員。

橋本委員

緑化推進事業についてお尋ねしますが、決算書188ページ、報告書40ページです。この

中で、植樹、街路樹柵の管理と景観ということでございますが、最初にお尋ねしたいのは、市民参加の花苗の費用はいかばかりなんでしょうか。

また、市道や行政区域内の国道、道道の街路樹柵管理の実態をどのように認識しておられるのか、まずお尋ねいたします。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

自治会などの団体を通じて市民の協力をいただいております、植樹柵への花苗は、緑化推進委員会の花いっぱい事業により花苗を配付しているものです。平成 28 年度は、春のサルビアと宿根草を 47 の自治会へ 16834 株。秋のチューリップが 25 の自治会へ 6667 球。国道沿いの 5 自治会へ、ペチュニアやマリーゴールドなどを 5665 株、市役所前の道道中央分離帯での 1 団体へ、ベコニアとラベンダーを 1713 株配付し、総額 242 万 4166 円の支出となっており、このうち道道中央分離帯においては、北海道より 820 株の花苗が支給されているものです。

國枝委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

市道の植樹柵の管理の実態について答弁いたします。

市道維持管理委託の中で、市内全域で市が管理する植樹柵、約 3,200 ほどあるんですけども、そのうち 2,360 ほど、年に 2 回。約 260 カ所ほど年 3 回の草刈りを実施しています。

國枝委員長

中居庶務課長。

中居庶務課長

国道、道道の関連に関してお答えいたします。

国道、道道については、特に回数を決めず、通行に支障となる場合など、状況に応じて草刈りを実施していると伺っています。

國枝委員長

橋本委員。

橋本委員

まず、2回目にお尋ねしたいのは、この事業はどのような目的でいつから発足して始まった事業なのかをまず確認したい。お尋ねしたい。

それともう1つは、緑化推進事業にはさまざまな事業がございますけれども、ここの事業内容に書いてありますように、「緑と花のある美しいまちづくりを推進するため、市民の参加による公共施設や街路樹への花苗植栽などの花いっぱい運動を展開するとともに、オープンガーデン見学会や、花のまちコンクール、誕生記念樹の贈呈事業を実施する」というふうに詳しく事業の内容を書かれておりますが、やはり花いっぱい運動、まちづくりというものは、やはり沿道、まずわが家に捉えるならば、玄関入る時の庭先、「きれいだね、この家の庭は」そういうものが私は大切なことでなかろうかなと。ただ、生活道路とかの街路樹はあるんですよね。道道江別恵庭線を見てください。ぺんぺん草ですよ。びっしり。オーチャードグラスですか。牧草が生えてすごいですね。これが日本ハム誘致をしていますが、あれは今、あそこの、きれいな花になりました、なんだ、あそこ。えーと、駅前の。石屋製菓。あそこも道路通りますと、緑あふれる、本当にきれいな、目に入ってくる。ドライバーが。そういったまちづくりを目指すのが本来だと思うんですよ。昔から、そのまんまに今きて、もう少し視点を変えたらどうかなというのが今回の質問の趣旨であります。そんなようなことで、この改善策、今のままでいいのか。それで、支給するだけでいいのか。支給された町内会が協力して花を植える、それだけでいいんでしょうか。やはりもう少し趣向を凝らしておくべきで、花いっぱい運動とはどういうものかという、理念を持って、進めるべきがほんとのこの事業の目的ではないかなと思いますので、この点についてお尋ねをいたしたいと思います。

それと、今フラワーロードというのがあちこちとありまして、道路で車行きますとね道道あるいは国道、「このまちはきれいだねえ」と1、2キロもずっとフラワーロードが続いているところがございますよ。恵庭は恵み野あたりがそういうことですが、そういった原点に立って、ぜひともそういったことを考えたらどうかなと。

もう1つ、答弁でありましたように、市役所前に1団体に委託して花を植えているということですが、その団体名はどこですか。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

まず、花いっぱい運動の事業の実施時期について、秋のチューリップの球根は、平成5年度から実施しています。春にお配りしています、花苗は平成7年度から実施しているところです。

道道や国道などの幹線道路の植樹樹についてですが、植樹樹への花植えについては、市

民の皆様のご協力により実施している状況にあることから、具体的な植栽位置や規模を決めて、統一的に花植えしていただくのは難しい状況であると考えています。今後につきましても、広報やホームページにより、花いっぱい運動のPRを行い、市民の皆様のご協力を得られるよう努めてまいりたいと考えています。

市役所前の道道の中央分離帯に配付している団体名は、中央商店街であります。

國枝委員長

橋本委員。

橋本委員

この花いっぱい運動の理念というものが大事で、今答弁ございましたけれども、これは本禄市制になったときなんです。われわれが提言してきたことなんです。ね。そこら辺も高齢化がきまして、地域でもそういう状況ではないところもでています。ですから、昔は花がきれいに植わっていた植樹樹が、今は草が生えてくるとそういった実態。里山制度っていうんですか。アダプトプログラムではございませんけれども、植樹樹を自分の庭だと思って、というのはなかなか難しくなっているのが現状なんです。そういうことを分析して、どうしたらいいのかと。花いっぱい運動とは何かということの理念を掲げて、もう一回再チェックをしながら、再構築をして、という意味で、美しい花いっぱい運動をしながら、美しいまちづくりをしていただきたい。というのが、本来の私の質問なんです。ぜひとも、後退的ではなくて、進歩的に、前進的にこの花いっぱい運動の理念を掲げて、もう一回美しいまちづくりをしていただくことを希望して、質問を終わります。答弁ありません。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

それでは私から、公園管理費 191 ページ。ここの公園管理費の、報償費についてちょっとお尋ねしたいと思います。

事前にお聞きしたんで、ちょっと 3 回の質問で決着つきたいんですけども、この報償費の中の金額について、大きな金額がある中で、町内会宛に公園の草刈りがこの報償費で支払われているということだったと思いますけれども、公園の草刈りの認識といいますか、私も工事業者をやっていたので、草刈りを発注することはありますけれども、この草刈りというのは、危険作業なんです。われわれの範疇でいうと、危険作業に入るんです。ですから、労働基準法、労働安全衛生法、労働災害にあたるようなことがあります。例として、草刈りの時に、目に小石やガラスが飛び込んで失明した。エンジン部分に触ってや

けどをした。刃が滑って足に当たって切断した。足の腱を切った。刃を取り替える時に指を切断した。このような労働災害が考えられます。そのために、われわれは採用指示として、ゴーグルは必ず着けなさい、ヘルメットは必ずしなさいよ、安全靴を履きなさい、服装は長袖でないとだめだよ、ヤケドしますよ、手袋をはめなさい。こういう作業指示をします。また一方で、第三者災害。例えば小石が飛んで、近くの子ども。公園で遊んでいる方の目に飛び込んで失明する場合もある。だから、立ち入り禁止区画をきちっとしなさいよ。道路のそばでやる時は、保護ネットを張って道路側に飛び散らないようにしなさいよという細かい作業指示をしなければならない。ところが、今町内会で受けた場合に、これらのことをきちっとやっているだろうかということです。できるだろうかということです。なぜそれが大事かという、やれないことはないということだけれども、今度は保障の問題があります。失明したら、誰が保証するのでしょうか。第三者障害、いわゆる草刈りをやっている最中に飛んだ小石が近くの子どもの目に当たった。これは第三者障害というんですけれども、これは誰が保証するのでしょうか。ボランティアを請け負った人です。そういうことが指示されていない。例えば、業者であれば、労災保険に入っています。それから、第三者障害には保険というのがあって、そういうのに入っています。ただ、町内会の人にはそれを持っていません。ただ、全部受けた側の人保証しなければならない。その辺のことがきちっとされていないまま、こういう報償費で支払っているという実態はいいのだろうかということで、質問したい。報償費というのは、一体何のための意味なのか。報償費の意味というのを教えていただきたい。

それから、この仕事がなぜ報償費なのかという部分についてお聞きしたい。

それから、事故が起きたときに誰が保証するのか。ぜひお聞きしたい。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

報償費については、北広島市公園等里親制度実施要綱に基づき、市民の方がボランティアで行っている公園の清掃や草刈りに対して謝金を支払っているものです。

次に、草刈りの状況についてですが、草刈りを行う団体には賠償責任保険金が1億円以上の保険への加入をお願いしているところですが、実際は多くの団体が賠償責任保険金5億円の保険に加入されている状況です。

また、作業時には、公園入口前に作業中の看板を設ける、利用者がいる近くで作業をしない、誘導員や見張り人を必ず付ける、ネットなどで小石が飛ぶのを防ぐ、悪天候の時は作業を中止するなどの安全対策を行うようお願いしているところです。

事故が発生した場合についてですが、里親制度実施要綱による作業については、ボランティアとして行っているものであることから、事故が発生した場合は活動団体

の責任において対処していただくことが基本になるものと考えています。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

一番心配されるのが事故なんです。事故の対策のために何をしなければならないか。結局、そのボランティアの人たちが例えば失明した人に補償しなければならないというような制度で発注するとか、お願いするのは間違っている。だから、私は制度は、先ほど説明にあった、そういうことでいろんなことの指示をしていますよと言っていたけれども、その指示は多分契約書かなんかでやられているのか、マニュアルでやられているのかわからないけれども、やっぱり日本はきちっと、法治国家ですから、例えば企業がやる場合は労基とか安全基準法であるわけだから、どうしてもその枠を離れて仕事をやっていただきたいなら、きちっとした条例。権利と義務を保障するために、条例できちっとこういうことをやりましょうと、そして、その部分については、こういうことが起きた場合には、市側はこういう対応をしますと。これ以外のことはやりませんよというやなぎちっとした決め事をしておかないとまずいのではないか。ただ単にこういうことでやってくださいということでは、やはりだめだと思うんです。

そして、報償費については謝礼金ですよ。お礼ですよ。例えば、アライグマを捕った。そういうことに対するお礼だとか、最初から仕事の内容が決まっていて、それをやる人が決まっているというのは、これは工事ですよ。請負契約でしょう。要は、報償金というのは、どっちかという、ウォンテッドという、成果ですから、誰が払うかわからないけれども、クマを捕まえてきた人に払う、たまたま公園をやってくれたから、その対価として払うんならいいけれども、最初からこういう仕事ですよ、それに対してこれだけの金ですよ。これは工事契約ですからやはり工事契約の中できちっとやるべきだと私は思いますけれども、お考えは。

國枝委員長

駒形建設部長。

駒形建設部長

今お話のありました、条例等による決め事の話しですとか、請負にあたるかどうかという部分などについては、今後私どものほうで、北広島市公園等里親制度の今の状況が妥当なものかどうかということなども含めて検討させていただければと思います。

國枝委員長

川崎委員。

川崎委員

ぜひ、ボランティアの人たちがせっかくやってくれているのに、後でそういうことのないような、そういう仕組みをつくっていただきたい。

以上です。

國枝委員長

島崎委員。

島崎委員

決算書のほうでは、181 ページと 185 ページ。

自転車の駐輪上の管理事業と、小型除雪機械貸出し事業についてお伺いいたします。

報告書のほうは、53 ページと、59 ページです。

先に自転車のほうからお伺いします。

こちらのほうでは、委託料ということで、シルバー人材センターかなと思うんですけども、こちらのほうに委託料を払っているんですがその管理運営方法の中身についてお伺いしたいと思います。どういうローテーションで、何人くらいでどのような仕事をしているのかということをもまず 1 点お聞きします。

それから、小型除雪機ですけども、こちらのほうは現在、市のほうでも、土木事務所のほうに何台って、どういうふうな貸し出しのルールというか、その中身になっているかということをお聞きしたいと思います。おととしうちの自治会のほうでも借りまして、独居老人宅を除雪したりということをしているんですけども、いろいろ使い勝手について、皆で使ったんですけども、その後いろいろな意見も出てきたものですから、その点についてまず 1 点目お聞きしたいと思います。

國枝委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

まず、自転車駐車場管理事業についてですけども、シルバー人材センターと自転車駐車場等整備業務委託を結んでおります。西口、東口、両方に 4 カ所あるものを、巡回しているということです。4 月から 11 月の間は、朝・昼・晩と 1 日 3 回巡回し、朝 2 名、昼 1 名、晩 1 名という形で巡回しています。その巡回の中で、自転車の整理、利用者への誘導、清掃などを実施しています。

次に、小型除雪機についてですけれども、小型除雪機の台数は、通常 5 台の貸し出しということで、予備ということで 1 台、合計 6 台で貸し出しを行っています。貸し出しのルールは、まず申請をいただき、1 週間を単位としまして貸し出しを行っています。貸し出し台数に余裕がある場合は 1 週間単位で延期、そのまま貸すという状況で、大体の自治会の皆さんが長く借りているというのが実態です。

國枝委員長

島崎委員。

島崎委員

自転車の駐輪場に関しては、6 月と先月、私のほうに連絡があつて、中学生が自転車を置いているんですけれども、いたずらに頻繁にあつて困るんだということで親御さんと一緒に見に行きました。その中学生は、市外から道都大学のジュニアユースのサッカーのほうに通ってきている子どもたちで、あそこの駐輪場に自転車を置いて、夏場の夕方に道都大学に自転車で行くと。そして戻ってきて、またそこに置いて駅から JR で恵庭方面や札幌の方に帰るといふ子どもたちなんですけれども、カギを 2 重 3 重に掛けているんですけれども、きちっとした自転車なものですから、わざわざそのカギを壊して持って行かれたということが、合計で 6 回あったということでした。これについて、私のほうでも中央交番並びに駅前交番のほうにもお話しして、巡回してもらうように話しているんですけれども。

それと、夏場、夏休みになってから、夜おそらく未成年と思われるような子どもたちが、あそこで飲酒、喫煙をしているというような吸殻、空き缶等があるということで、それも私が見に行って片付けはしましたけれども、そういったことを含めて、管理の中身。それから、交番等への通報等も含めて、先ほどの川崎委員のお話ではないですが、仕事の内容についてもう少し整理していただいて、内容をもう少しきちっとやっていただければなというふうに思います。

それから、その自転車について、廃棄するような自転車というのは、年度だとか冬が明けると放置自転車が出てくると思うんですけれども、放置自転車を撤去するような台数。大体毎年どのくらいあるのかということ。それから、その行先についてもお聞きしたいと思います。

それから、除雪機のほうですけれども、これは燃料を満タン返しにしているんだと思うんです。ということは、ガソリンを各住民の方が携行缶を用意してあつて、それをスタンドに行って、携行缶でガソリンを買ってきて、そしてまた除雪機に注油して返すという作業があるんですね。できれば、例えばその辺を、使った分を後で代表者のほうに請求するだとか、何リッター使っていたので、いくらですよとか。そういうような使い方とか、請求の仕方も、より市民の方が使い勝手がいいんじゃないかというご意見も承ったものですから、その辺の運用の変更等にも考慮いただけるのかどうなのかどうか。検討していた

だけなのかどうかということもお聞きしたいと思います。

國枝委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

放置されている自転車についてですが、平成 28 年度は、最終的に処分といいますか、売却したのが 72 台。過去 3 カ年では 70 台、81 台、83 台と、大体 70 から 80 台を処分しています。これは、使えない鉄くず相当ということで売却しています。

続きまして、小型除雪機の燃料の補給の仕方なんですけれども、小型除雪機を貸し出しする際には、途中で燃料切れというのも想定されますので、携行缶を一緒に付けて貸し出しをしております。ご意見いただきました、使った後なかなか入れづらいですとか、危ないですとか、利用者のご意見を確認する中で検討したいと思います。

國枝委員長

島崎委員。

島崎委員

除雪機のほうは承知しました。

自転車のほうですけれども、その鉄くずとして売った代金。それから、リユースされてもいいような自転車。この使い勝手について、どこにもあまり表だって出ていないなと思うんですね。そういった自転車を土木事務所のほうでもやっている事業ですけれども、レンタサイクル事業の中で代用するだとか、その売却したものについての金額。この辺をもう少し明確に。

レンタサイクルとはまた別なんですけれども、そういった売り払いの代金。そういったものというのが、どうなっているのかなというのを最終お聞きします。

國枝委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

代金についてお答えします。 28 年度は、72 台で、代金としましては 7776 円です。代金は、収入ということで入っています。

リユースについては、実際長時間放置されている自転車ということもあり、そのままの状態に乗れるというものがなく、ほとんどが状態が良くないものであり、それを直してまた使うための修理の担い手もないところで、結果的に売却することを選択しています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

通告していましたので、先ほどの橋本議員と大体同じ趣旨の質問なんですけれども、通告しましたので。

予算書 184 ページの街路樹補植事業なんですけれども、北広島の大きな魅力の 1 つが、やはり大きな通りの並木というか、街路樹ではないかと私はすごく思っているんですけれども、団地、特に北広島団地の中の私はいつも通るものですから、プラタナスの並木ですとか、ナナカマドの並木は大変美しいものだと思っているんですけれども、やはり老朽化によって、あとは強風などによって傷んで伐採しなければならないということもあると思うんですけれども。この報告書を読みますと、計画的に補植をされているかと思うんですけれども、去年の委託がモミジ 14 本、カエデ 5 本で、たった 19 本しか補植しかできなかったのかなと思うんですけれども、まだまだ特に大きな通りで空いているところは、すごく寂しい感じがするんですけれども、この辺はどういうふうになっているのかをお伺いします。予算が足りなくて植えることができないのかということも含めてお伺いします。

それから、街路樹樹のほうです。先ほど橋本議員がおっしゃったように、やはり通りにお花があるというのはすごく景観としても素晴らしいものがあると思うんですけれども、町内会のほうに先ほどお願いしてるということで、実際に任されているということなんですけれども、なかなか町内会も高齢化も進んで大変なところでもあるんですけれども、ひとつここはきれいに草刈り、草を抜いたり花を植えたりすることでコミュニケーションの場にもなっているので、私としては続けていくことが良いことだと思うんですけれども、植える花ですね。やっぱり系統だっているほうが美しいと思うんですよね。いろんな、ここから選んでいいよですとか、町内会で買って植えていいよということになりますと、結構バラバラ感が出てきて、せっかくの通りなのにもったいないなという気持ちもあるんですけれども、その辺。大きな通りですね。緑陽通、北進通などの大きな通りについては、ある程度の統一感を持たせたほうが良いのではないかと思うんですけれども、その辺の見解をお伺いします。

國枝委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

街路樹補植事業につきまして、今お話のあったとおり、昨年度につきましては緑陽通線に 5 本、虹ヶ丘中央通線に 14 本、合計 19 本植えておりますが、街路樹樹の木も老木化しており、これからまたさらに入れ替えというのが考えられています。そういった中で、全

市的にバランスを取りながら、すぐ対応できればいいんですけども、予算の範囲内でバランスを取りながらやっているのが実態です。緑陽通は、今年度の予定なんですけど、16本植える予定をしています。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

花の苗に関しては、先ほどもご答弁申し上げたように、自治会などを通じて市民の協力を得て行っておりまして、現時点では統一したもので行っていないんですが、今後は、自治会の皆さんの意見を伺うなどして、方向性などを探っていきたいと考えています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

予算に限りがあるのでなかなか補植が進まないところでもあるんですけども、やはり全然ないところはないでいいんですけども、ある中で抜けたようになっているのは、やはりちょっとカッコ悪いかと思いますので、その辺はもちろん全市的なバランスも大切で、必要なところと必要じゃないところがあると思うんですけども、その辺は計画的に、景観ということも北広島の魅力の1つだと思いますので、補植について進めていっていただきたいと思います。

それと、榊の花ですけども、私が見ていて特に緑陽通の終点のあたりと言いましょか、駅前ですね。特に北広島の顔だと思うんですね、駅前は。駅を見たときに見渡した時の景観はとても大事だと思うので、もちろん町内会のご意向もあるのでしょうけれども、ぜひそこのところの話し合いを進めて、景観を大事にしようということで、意識を共有して進めていっていただきたいと思います。

終わります。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうからは、都市公園整備事業と、緑の活動拠点整備事業の2点の項目をお伺いします。

1つは、先ほど木村委員のほうからも公園遊具の整備について質問をされていたので、

割愛する部分は割愛します。この公園遊具等の改修と、先ほどの答弁では、あわせて整備が行われているものもあるということで、伺いました。それで、公園の遊具なんですけれども、うちのまちは公園の数が世帯、人口の割にはとても充実していて、いろいろなところにいろいろな大きさや種類の公園があるんですけれども、時代や社会の変化と共に、公園での遊び方、過ごし方ですとか、あと子どもたちの体を動かす道具ですとか、そういうものがやはり変化していると思うんです。そんな中から、公園をもっとこういうふうにして欲しいという要望、どのように寄せられて集約しているのかをお願いします。

そして、市内の公園の中に、バスケットコートというんでしょうか、設置されている場所はあるのでしょうか。ありましたら、その場所をお伺いします。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

遊具の改修にあたり、改修前に近隣住民を対象とした意見交換会を開催し、その中で出された意見を基に遊具の種類や設置位置を決定している状況です。

次に、バスケットコートについてですが、過去に意見交換会の中でご要望があった部分もありまして、まず大曲並木 3 丁目の「みどり公園」に設置しています。そのほか、バスケットゴールが設置された公園は美沢 3 丁目の「ほたる公園」、稲穂町東 8 丁目の東公園、大曲緑ヶ丘 7 丁目の大曲東公園です。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

バスケットゴールについては、わかりました。意外と数が多いのだなというふうに感じました。先ほど 1 回目の質問で漏れたんですけれども、ここで質問させてください。緑の活動拠点整備事業のところの、質問を用意していましたので、お伝えします。

中学生の総合学習の場として、森林を提供して、里山体験をするということで、中学生がこちらに参加しているとありますが、こちらの授業時間数と実施されている時期、何人くらいが受けているのかをします。

そして、公園のほうの質問に戻りますが、バスケットコートですね。意外と多く感じたということで、1 人でも利用できますし、友達同士連れあって、地域の体育館が休館日でも利用できます。そして、最近はやはり中高生の子どもたちが身体を動かす場として、体育館を利用したい子が多いんですけれども、やはり公共施設、月曜日が休みということが多くて、なかなか行きたいけれど開いていないということが多くというのを私も子どもを通

じてよく聞きます。それから、近年小学生くらいから上はもう高校生、学生の子どもたちもだと思えますけれども、スケートボードを利用して体を利用して光景をよく見かけます。住宅街の車通りの少ない道路だったり、やはり傾斜を求めるものなので、傾斜の歩道でやっているところも見かけたり、車が脇を通る場面もあり、危ないなと感じるところもあるんです。今バスケットコートとスケートボードのことをお伝えしましたが、ほかにも子どもたちが遊んで、集う場所の整備として、町内会の集約とは別に、子どもたちや保護者の方たちの意向を聞く機会を設けて、改修に合わせた整備の際に反映することにつなげていただきたいと思えますけれども、これについての見解を伺います。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

緑の活動拠点整備事業についてお答えします。

富ヶ岡 573 番地ほかにあります、富ヶ岡地区の市有林は森林ボランティア等の活動フィールドや、子どもたちの体験学習、市民の交流の場として活用しているところですが、その一環として、平成 18 年より緑陽中学校の里山体験学習として、5 月に下草刈り、10 月に枝打ちを体験していただいているところです。1 日当たりの時間数というのは資料を持ち合わせておりませんので、わかりませんが、人数については概ね 50 名程度というふうに認識しています。

次に、公園の意見の徴収方法についてですが、先ほど申しましたように、近隣住民を対象として意見交換会を実施しているほか、全てではないんですけれども、小学校のほうにアンケートを実施した例もありますので、今後についても、どのような意見集約が可能なのかどうか検討してまいりたいと考えています。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

公園整備のほうはわかりました。

緑の活動の、中学生の学習のところですか。再質問なんですけれども、当市はやはり自然が多いということ、すごくいい環境だと思うんですけれども、身近にあるからこそできる、取り組めることだと思うんです。緑陽中学校ということだったんですけれども、ほかの中学校でも同様の体験が一度にはできなくても、順次体験できる機会を考えてはどうかと思います、見解を伺います。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

富が岡地区の市有林は樹木も成長しており、下草刈りや枝打ちを体験できる場所が限られてきていることから、事業の拡大については難しいものと考えています。今後については、事業内容の見直しも含めて検討してまいりたいと考えています。

國枝委員長

午後1時まで休憩といたします。

休 憩 12時03分

再 開 12時56分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

引き続き質疑を行います。

藤田委員。

藤田委員

それでは簡潔に3点ほどお聞きします。

土木費、道路橋梁費、生活道路整備事業、187ページ。28年度までに市道の整備率はどのくらいになったのかまずお聞きをいたします。

それから、都市計画費、公園管理費、先ほど公園の質問が出ましたが、私は公園のトイレ、28年度までに公園のトイレのバリアフリー化はどのくらいになったのか。いわゆる、車いすでトイレが利用できる、整備がまだ残っていたと思いますが、28年度でどうなったのかお答えください。

3点目、建築費、市営住宅整備事業、193ページ。先日、共栄団地の新築を見させていただきました。最新の建物だけあって照明もLED化ということで、共栄団地、以前のものは、共用部分等々はLED化になってないと思うんですが、今後電気代等々を考えれば、LED化というのは標準装備だろうと思うのですが、LED化になっていない市営住宅の整備計画はどうなっているのかお聞きいたします。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

生活道路の整備率については、平成 28 年度は大曲振興 4 号線 90 メートルと、大曲 5 号線 60 メートルの 2 路線の整備を実施したものです。また、新たに輪厚新生 9 号線が認定されたため、全体延長は 33. 5 キロメートルとなり、整備率は 98. 1%となっています。

次に、公園のトイレのバリアフリー化については、平成 28 年度末でトイレが設置されている 21 公園のうち、15 公園のトイレがバリアフリー対応済みであり、残りが 6 公園となっています。率にすると、71. 4%のトイレがバリアフリー対応済みです。

國枝委員長

中島建築課長。

中島建築課長

市営住宅の LED 照明についてお答えします。

市営住宅は、平成 25 年 8 月に完成しました共栄団地の 1 号棟の共用部分の廊下などに LED を設置しています。共栄団地以外の市営団地についてですが、改修工事はこれまで長寿命化事業により行っているところですが、長寿命化の対象は、建物の延命化につながる外部を中心に行っているということや、照明器具の LED 化が補助対象になっていないということもあり、既存の市営住宅においては LED 化の工事を行っていないところです。今後については、LED 化に対する国の対応を確認しながら、長寿命化事業を実施する際に検討していきたいと考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問いたします。

生活道路、28 年度まで 98. 1%ということで、ほとんど整備したんだろうと思いますが、確認の意味でいわゆる住宅密集地というところで未舗装のところが残っているという認識なのかどうか。

それから、公園のトイレが残り 6 つということですがけれども、これのバリアフリー化の計画なり、進め方をどのようにお考えなのかもう一度ご説明をお願いします。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

生活道路の整備については、未整備区間の中には住宅が無い区間もあることから、そのような路線は、現地の状況を見ながら整備を進めたいと思います。住宅等がある路線については、順次整備を進めており、今数字は押さえていませんが、残っています。それについては、順次整備を進めてまいりたいと考えています。

次に、公園のトイレについては、今年度は開拓記念公園と広島公園の 2 公園にバリアフリー対応のトイレを増設しているところであり、残りの 4 公園についても、国の補助制度を活用して平成 30 年度を目標に進めてまいりたいと考えています。

しかしながら、国等の予算措置の状況に左右されることから、現時点では明確にお示しすることはできませんが、早期に整備できるように努めてまいりたいと考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。

生活道路に関しては、順次ここまでできていますから、あってもわずかだと思しますので、これは鋭意 100%を目指して努力してもらいたいと、これは要望としておきます。

公園のトイレに関しては 2 公園やるということで、あとの 4 公園ですね。1 つは一時避難所になっていたりとか、いろんなこともありますし、市民からするとバリアフリーになっている公園と、ない公園が実際混在しているということになるので、これはぜひとも早急にやっていただきたいと思うんですけども、今課長の話では国の補助の関係もあるのだということだったんですけども、その辺も含めて、あとどれくらいで 4 公園ができそうな見通しなのか、再度お聞きして終わります。

國枝委員長

中垣都市整備課長。

中垣都市整備課長

残りの 4 公園については、平成 30 年度、来年度私どもとしては国に対して要望したいと考えていますが、先ほど申しましたように、国の予算等の状況もあるため、明確に実施できるかどうかについては現時点では未確定な状況です。

國枝委員長

以上で通告による質疑を終了いたします。

ほかにありますが。

(「なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

以上で土木費の質疑を終了します。

暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 03 分

再 開 13 時 05 分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、教育総務費、教育振興費のうち幼稚園就園奨励費事業、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業及び幼稚園振興事業を除く教育費の質疑を行います。

板垣委員。

板垣委員

それでは、私は通告では高等学校入学準備金の支給事業も行っていましたけれども、これはカットさせていただきまして、もう 1 点だけ質問いたしますが、アレルギー対応についてなんですけれども、事業名としては学校給食となっていましたけれども、この 234 ページの学校給食と、それから決算書 216 ページの学校保健事業のほうにも関連するかと思いますので、お伺いをいたします。

アレルギーを持つ児童の方が、今年残念ながら転校、転居されたというような事例がございましたけれども、これにつきましては、転居という訳について把握されているのかどうかお伺いします。

國枝委員長

鈴木学校給食センター長。

鈴木学校給食センター長

議員のおっしゃいました、食物アレルギーに関する保護者からの要望や問い合わせに対しましては、アレルギーのある児童生徒への学校給食提供の流れや、施設の実情、万が一の危険性を丁寧に説明して、概ね現在のところは理解を得ているところです。

國枝委員長

佐藤教育部次長。

佐藤教育部次長

教育委員会のほうで押さえているのは、1つはアレルギーへの対応のこと。1つは医療対応というのがあって、なるべく医療機関に近いところということで教育委員会としては押さえているところです。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

これは結果的に大変なことだったんじゃないかなと思いますけれども、繰り返しになりますけれども、アレルギーを持つお子さんが残念ながら札幌のほうに転居していった、転校していったということですが、アレルギーあるいは医療対応が問題で、転校を余儀なくされたというような例は過去にあるのか。あるいは他市においても認められるのかお伺いをいたします。私の知る限りでは、いじめ等が原因で転校していった例は当市においても過去にごさいましたけれども、このアレルギーだとか、医療の関係で転校をやむなくされた例はないんじゃないかなと。私は掌握してないんですけれども。

このアレルギーを持つお子さんの件につきましては、保護者のほうから私どもも何回か相談を受けております。27年度だったと思いますけれども、幼稚園時代は幼稚園給食においては、アレルギー対応食を幼稚園で整えていただいたというようなことで、不安もなく過ごせたんじゃないかなと思いますし、それからアナフィラキシーショック対応についても、エピペンを常備して、もしものことがあればエピペンでの対応をしますから大丈夫ですよというような、そういう幼稚園の対応に非常に安心をされていたということですが、このお子さんが学校の入学にあたっては、最初に入学の説明会でおととしの10月行われた入学説明会では、全入学対象の保護者を前にして、こういうアレルギー対応にはできませんので、給食の持参をしてもらいたいたとか、そのほかのことを言われて、非常に大きな驚き、ショックを受けたということでした。それで、翌年の28年の2月だったと思いますけれども、今度は個別の入学説明会において、やはりエピペン対応などは学校ではできません、それから給食も持参してくださいというようなことを学校側から言われたというようなことで、非常に不安と不満を多分感じたんじゃないかなというように思いますけれども、これらのことについて、どのように捉えられているのか、これについても、プラン、ドゥ、チェック、アクション、PDCA、これがきちんと行われてこなかったんじゃないかなと思いますけれども、お伺いをいたします。

國枝委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13 時 12 分

再 開 13 時 13 分

國枝委員長

休憩を解き再開いたします。

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

当時の学校の体制は、今、板垣議員のほうからお話があったとおり、当初学校としては保護者にとっても非常に不満な対応だったということを教育委員会としても把握しているところです。当時の学校が対応した記録でも、担当した教諭は、配慮に欠けていた対応をしていたということで、大変反省しているということを聞いているところです。教育委員会としては、エピペンの適正な使い方についての研修を実施しているところですので、今後こういうことがないような配慮を続けていきたいと考えています。

過去の例については、本市においては、このような案件は過去にはなかったと認識していきまして、他市においても把握している限りはそのような事例はないと考えています。

國枝委員長

板垣委員。

板垣委員

過去には例がなかったということですがけれども、それだけに、きちんとこれについては結果がどうだったか、どう反省すべき点を反省していかなければいけないのかということをやはりきちんと考えていただきたいんです。

昨年、入学されたのは。入学後も大変な保護者の方は苦勞をされたんです。例えば、給食について言えば、とにかく代替食等も提供できませんから、だから給食を毎日持参してくださいというようなことを言われて、まず働き先を変えなくてはいけなかった。そして、対応できるような就職先に変えなくてはいけなかったということなんです。11 時頃には毎日あたたかいお弁当をつくって学校に運ぶというようなことのために、やむなく働くのをやめざるを得なかったと。そういうような状態になっていたんです。

それから、エピペンにつきまして、これは幼稚園の場合には安心してくださいというように言われて、そうやって幼稚園も 2 カ所くらい、エピペンを保管していつでも対応できるようにしていたということなんですけれども、学校側は「そんなことはもうちょっと怖くてできません」というようなことで、何かがあったらすぐ保護者の人に駆けつけてください、対応してください、学校側としてはエピペンを打って機対応するなんてことはできません」そういうような、返事だったというように私は聞いているんですけれども、こ

れが本当に事実であれば、これは大変なことだと思えます。エピペンの講習等についても、以前何人かの議員の方が質問されて、ちゃんと毎年教職員訓練を受けています、大丈夫ですと言っているながら、実際にはそのようなエピペン使用を拒否するというような状態が本当に良かったのかどうか。改めてこれについて、プラン、ドウ、チェック、アクション、これはどのようにされていたのかをお伺いします。

國枝委員長

水口教育部長。

水口教育部長

私にもその報告についてはきているところです。当初の対応については、エピペンを打つことがためらわれるような養護教諭の話もあったということも聞いています。学校のマニュアルの見直し、あるいは教育委員会においても研修等の充実、対応について教育委員会を通しての文書指導を行っています。国あるいは北海道から出されているアレルギーに対する対応についても、関係者が共通認識を持って対応にあたることができるようにしなければならぬとされています。私どももアレルギー対応については、今、施設でできる範囲で、さらには保護者、学校、学校給食センターが相互に連携協力をしながら児童生徒に対して安全安心な給食の提供に努めるよう、これまでの経過等も見直しながら今後も進めたいと考えています。

國枝委員長

谷浦委員。

谷浦委員

決算書 223 ページ、報告書 34 ページです。史跡旧島松駅通所管理運営費についてお尋ねいたします。旧島松駅通所で数年前からライトアップ事業を行っていますが、景観の魅力のPRを強化して、期間及び夜間の無料化の延長を考えるべきではないでしょうか。旧島松駅通所の蓮の池の蓮の花が写真マニアから高い評価を受けていますが、一方で蓮が年々退化しています。現状認識をどのように持たれていますか。また、補植のお考えをお聞きいたします。

國枝委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

まず、旧島松駅通所のライトアップについてですが、寒地稲作発祥 140 周年記念の事業

の一環として、平成 25 年の 9 月に 8 日間実施したのが始まりです。翌 26 年度からは毎年夏と秋の 2 回実施していましたが、毎回少しずつ魅力をアップするために、ライトの当て方ですとか、色合いを工夫しながら続けてきたところです。また、PR についても、広報紙や新聞に加え、チラシなどでも周知を図ったところですが、夜間のライトアップということもあり、来館者の人数になかなか反映しない状況があります。今年度少し工夫をして、この秋に開催しようと考えているところです。

今年度の秋のライトアップを 10 月 14 日土曜日から 19 日木曜日まで実施する予定としています。従来は期間中の週末、土曜日曜だけを無料開放としていましたが、今回は午後 5 時から消灯時間まで毎日無料開放をして、ガイドの配置も予定しているところです。今後とも、ライトアップ実施時期や、無料開放の方法については、より多くの方に来ていただけるような工夫をして、継続の実施をしながら検証して、工夫を重ねてたいと考えています。

それから、蓮池のことですが、ここ 4, 5 年、あるいは 5, 6 年の間に蓮の数が減ってきている、あるいは咲き方が変わってきているということは承知しております。今年は特に 7 輪だけ咲いていましたが、例年と比べると、開花時期が遅く、そして 1 輪ずつ入れ替わるように咲いていました。多数の蓮の花が咲き乱れて、多くの方がカメラを持ってこられるような状況にはなかったと承知しています。このような状況が蓮の生育環境の何によるものなのか、あるいは部分的に補植などを行うことで改善する方法が可能なのか、そういったことを蓮の栽培に詳しい方のアドバイスをいただきながら検証したいと考えています。

國枝委員長

谷浦委員。

谷浦委員

では、再質問をいたします。

140 年記念事業以来ライトアップを続けておりますが、その間の来客数はどのようになり、また、どのような感想を聞いておりますか、お尋ねいたします。

次に、事業名では「旧島松駅通所大規模改修事業」ですが、124 千円となっております、どのような経費でしょうか。また、池の水、見本田の水は替えているのでしょうか。

國枝委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

ライトアップの来客数の推移ですが、夏と秋の合計で、平成 26 年度は 314 人。平成 27 年度が 351 人。平成 28 年度は 313 人という推移でした。ライトアップを見に来られた方の

感想としては、「昼間とは違う美しさに驚きました」あるいは「感動しました。すごいですね」といったお褒めの言葉をいただく一方、「もっと PR してたくさんの方が見られればいいのに」というご意見。あるいは「ライトアップの撮影に気を取られて、駅通所前の道路にたたずむ方がいるので危ないな」という、そういった課題を含むご意見も届いていますので、今後の事業遂行の参考にしたいと考えています。

次に、旧島松駅通所に関連してのご質問、旧島松駅通所大規模改修事業ですが、平成 28 年度決算額 124 千円の経費の内訳は、大きいところで、史跡の保存と活用などに関する事例調査のために、学芸員 1 名が山形県鶴岡市へ出張をしています。この時に旅費が 79,420 円でした。また古い建築物の保存や活用事例について、庁内関係課で行った研修会の講師謝礼 1 万円を執行しています。その他は、事業に伴う需用費と役務費あわせてトータルで 123,500 円の決算額となったところです。

3 つ目の蓮池、見本田の水は足りているかというご質問ですが、現在蓮池に入れている水は、旧島松駅通所の史跡エリアの奥のほうにポンプ室があり、地下 60 メートルから汲み上げた水を貯水池に常時溜めています。その汲み上げた水を一部蓮池に入れているところです。また、見本田の水についても、同じ地下水を用いているところですので、現状では足りている状況です。

國枝委員長

谷浦委員。

谷浦委員

隊友会の皆様と駅通所の周辺清掃に参加しておりますが、駐車場が狭く、中山家の前まで車が並びます。駅通所の駐車場は、手狭ではありませんか。

また、車のガラスを割られ、財布を取られたと聞いたこともあり、安全対策として防犯カメラの設置などを考えたことはないのでしょうか、お尋ねします。

國枝委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

旧島松駅通所の駐車場ですが、近年観光バス数台で来られる団体のお客様もあり、時には駐車場に入ることができないために、駅通所前の市道に縦列停車をしている状況もあります。駐車場の拡充については、課題とは捉えていますが、今後、企画財政部で所管している駅通所周辺整備事業において、整備の基本的方向を整理する中で検討事項になるものと考えています。

また、駐車場の安全対策についてですが、平成 28 年の 4 月に駅通所オープンのための準備

作業にいられていた方が車上狙いに遭ったことがありました。輪厚駐在所の示唆も受け、注意を喚起するプレートを掲出したところですが、その後ももう 1 件車上狙いに遭った方がおりましたので、駐車場のところにある会館の窓に外向けに注意を喚起する少し大きな表示をしました。その後は発生していない状況ですし、旧島松駅通所の管理人からも、お客様に対して注意を呼び掛けているところです。今しばらく、この状態で推移を見ていきたいと考えています。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

では、私から 4 点伺います。決算書のページ順で行きたいと思いますので、ちょっと通告書の順番とは変わりますが、お願いします。

1 点目が、決算書の 205 ページ、報告書の 25 ページで、特別支援教育推進事業についてですが、2016 年度に教育支援員を 2,313 千円の拡大予算をつけまして、17 人から 19 人体制になったことを承知していますが、この 19 人体制になったことで、どのように支援は充実されたのか伺います。

次に、決算書 207 ページ、報告書が 26 ページ、子ども体力向上推進研究事業ですが、2016 年度の小学校 1 年生に対して実施したと承知していますけれども、そちらの実施内容と報酬費の詳細を伺います。また、こちらの事業費の中には、特別支援学級に通級している児童の支援は含まれているのでしょうか、行われたのでしょうか、重ねて伺います。

3 点目に、決算書 231 ページ、報告書 27 ページで、心の教室相談事業についてですが、相談員を配置している全小中学校において、各校の相談件数の差異などはどのように見られたのでしょうか、伺います。

最後に、決算書 231 ページ、報告書 32 ページで、不登校いじめ対策教育相談事業についてですが、みらい塾に通級できない、難しい子どもたちへの支援はどのように行われているのでしょうか。また、子どもサポートセンター相談員や、教育相談員は、共に 1 名ずつ配置されていると承知していますけれども、各受け持ち担当数は 2016 年度は何件あったのでしょうか、伺います。

國枝委員長

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

特別支援教育推進事業ですが、通常学級における特別な支援を要する児童生徒の個々のニーズに応じた指導が可能となるほか、学級担任、副担任など、教員の負担軽減などにも

効果があると認識しているところです。

次に、子どもの体力向上研究推進事業について、2016年度の小学校で実施した内容についてですが、市内の総合型地域スポーツクラブの講師による、市内小学校1年生の体育授業の補助を行い、年間の授業のおよそ4分の1を補助しました。報酬は、講師の1人の時間単価を1100円に設定しているところです。

また、子どもの体力向上推進研究事業において、特別支援学級の体育授業支援は含めているかというご質問ですけれども、特別支援学級に在籍する児童生徒は、特別支援学級の指導計画に基づき、一人ひとりの能力に応じた学習を計画的に行うこととしていますので、特別支援学級に在籍する児童生徒を対象とした体育授業補助は行っていません。

次に、心の教室相談事業についてですが、相談員を配置している各校の相談件数の差異は、28年度の心の教室相談員相談件数は、小学校で80件、中学校が207件になっていますが、学校による相談件数の差異は、一定程度認められるところです。

次に、不登校いじめ対策教育相談事業についてですが、みらい塾に通級できない子どもたちへの支援は、学校による児童生徒への家庭訪問を週1回程度行うとともに、通称メンタルフレンドというふうに呼んでおります、不登校児童生徒訪問相談員による相談と学習を、希望する児童生徒に実施しています。さらに、NPO法人こどもさぼーと隊と連携して、不登校児童生徒や、保護者に対する訪問指導、相談及びサポート事業への参加募集などを実施しており、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携等を図り、不登校児童生徒の学校復帰を視野に入れた活動を行っているところです。

また、子どもさぼーとセンター相談員と、教育相談員の相談件数の受け持ち件数の推移ですが、まず、子どもサポートセンター相談員が、平成28年度が373件、平成27年度は387件、平成26年度は436件となっており、この中では不登校に関する相談が多く、全体の約半数を占めているという状況です。教育相談員の相談件数は、スクールソーシャルワーカーの相談件数として計上していることから、2名の合計件数になりますが、平成28年度は200件、平成27年度は47件、平成26年度は108件となっており、子どもサポートセンター同様、不登校に関する相談が全体の約半数を占めている状況です。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

特別支援教育支援推進事業のほうで、教育支援員が拡充されたんですけれども、もう1つ学級介助員のほう。介助員ここ4、5年、3、4年来ずっと14人体制のままで、記憶しているんですけれども、やはりこちらの介助員の拡充などをしていくことが必要ではないかなと思います。

また、介助員は全て女性の方ということで、小学校5年生、また中学校になりますと、

男の子たち、今女の子たちも発育が良いので、身体も大きくなりますし、女性職員だけではやはり対応できない時とかもあると思いますので、今後介助員の雇用をしていくというような体制を取っていただければと思いますが、その辺りいかがでしょうか。

子どもの体力向上推進研究事業ですが、特別支援学級のほうの児童に対しては、対象ではないということですが、こちら、やはり特別支援学級子どもたちが身体的な障がいを持っていたりとかが考えられますので、専門の運動機能を訓練するような、専門家と言いますか、そのようなスタッフがついて運動を楽しんでもらいながら体を鍛えるということも必要ではないかと思いますが、特別学級に通級している児童への今後の支援など、どのように捉えておりますでしょうか、伺います。

心の教室相談事業ですが、こちら地域差というのはあるのでしょうか。相談件数の「この地域が多い」だとか、「この地域は多くない」だとか、そのようなことがありましたら、北広島は各地域大きく 3 つに分かれていますので、地域差などがありましたら、教えていただきたいと思います。

また、小学生はここ 3 年ほどそんなに相談件数が大幅に増えた、減ったということはないと承知しておりますが、中学生が 2014 年が 157 件、2015 年が 182 件、そして、2016 年度が 207 件と、ここ 3 年間を見ますと、年々相談件数が増えているということは、どのような原因と考えられるでしょうか、伺います。

最後に、不登校いじめ教育相談事業ですが、みらい塾に関しては希望する家庭、子どもに対して支援を行っているということですが、小中学校で不登校の子どもたちが 2016 年度の報告を見ますと、51 人。そのうちみらい塾に通っている子どもたちが 12 人という結果がうかがえるんですけども、これはあまりにも支援のあり方というか、見直すべきではないかと考えます。希望する家庭、子どもに対して、待ちの姿勢ではなくて、家庭に訪問してまた電話などでも相談電話などを行って、なるべく行政側、教育委員会側からのアプローチというのも必要ではないかと思いますが、その辺りいかがでしょうか、見解を伺います。

國枝委員長

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

特別支援教育推進事業、介助員についてのご質問ですが、特別支援学級の介助員は、主に肢体学級に在籍する児童生徒の日常的な介助を行うことを目的に配置しており、本市ではこれまで、個々の児童生徒の身体の障がいの状態や、特別支援学級担当教諭の配置状況等に応じて介助員を拡大してきた経過があります。先ほどご質問いただきました男性、女性、そのような部分も十分念頭におきながら今後も各学校の実態に応じて 介助員の拡大を考慮していきたいと考えています。

次に、子どもの体力向上推進研究事業、特別支援学級の体育授業支援についてですが、特別支援学級の通常学級との交流学習等において体育の授業を行う際には、特別支援学級に在籍する児童生徒も外部講師による授業を受けることはありますが、体育館ではなく普通教室の中で機能訓練の一環として体育を行うことも学校の中では日常的に行われている状況でございますので、このような学校の現状もですので、外部講師の派遣は、今後慎重に考えていかなければいけないものと考えています。

次に、心の教室相談事業について、相談件数の地域差は、各学校が所在する地域の特性ですとか、家庭の事情も背景にあると考えています。ただし、相談したい悩み事があっても、相談できずに自分の中にしまいこんでしまう傾向のある児童生徒も中には存在するものと考えていますので、相談件数が少ないことや多いことの背景を推し量ることは難しいものと認識しているところです。そして、心の教室相談員の相談件数の中で、中学生の件数が増えている要因についてですが、思春期特有の悩みが顕在化したことも要因であると考えているところです。

続いて、不登校いじめ対策教育相談事業について、みらい塾に通級している子どもの件数に対して、家庭の中に引きこもっている件数が多いのではないかというご質問については、教育委員会としては、不登校やいじめに関する相談サポート体制は、教員経験と臨床心理士資格を持つ子どもサポートセンター相談員、主に特別支援教育と福祉に関連する事案及び不登校に関連する事案のそれぞれのケースに対応できる 2 名のスクールソーシャルワーカーのほか、スクールカウンセラーや心の教室相談員を配置し、それぞれの経験や専門性等が効果的に発揮できる体制を今後も継続したいと考えているところです。

國枝委員長

永井委員。

永井委員

今、課長がおっしゃられましたように、なかなか心の教室相談事業にしましても、不登校の問題にしましても、なかなか相談自体に来ることができない、相談をすることができないという子ども、家庭への支援というのをもっと積極的に行っていただきたいと思います。年々増加している原因というのも、また中学生になって増えていっているというのも、中学生特有の問題というのがありますことから、こちらのほうも、心の教室相談事業に関しましては、現在小中学校に 1 名ずつ配置されていたかと記憶しておりますが、中学校に関しては、複数体制を試みてみるとか、そのような対策も検討してみたいかと思いますが、お答えをいただきたいと思います。

國枝委員長

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

心の教室相談事業についてですが、心の教室に相談に訪れた児童生徒の心の内を相談員が十分に理解して助言等を行う上で、相談室の環境整備は大切であると考えていますので、心の教室に入室して、相談しやすい環境整備を今後も進めたいと考えています。なお、心の教室相談員の拡充については、相談件数や相談内容の今後の状況を注視しながら、学校の要望も踏まえて考えていくことになるものと考えています。

國枝委員長

大迫委員。

大迫委員

2点お聞きいたします。

まず、決算書 207 ページ、学校図書館活用事業についてですけれども、小中学校の図書購入費用、27年、28年、29年の図書購入費用はいくらなのか。あと、購入図書の選定というのは誰が行うのか。今現在行われています、これ豆次郎の巡回間隔は何日あるのか。小中学校の司書の配置日数は何日あるのか、お聞きします。

2点目、決算書 205 ページ、学校 ICT 環境整備事業ですけれども、小中学校にタブレットを配備されていますけれども、タブレットを使う事業で、クラス全員が一斉にネット接続ができないという状況にありますけれども、これを把握しているのかお伺いします。

國枝委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

学校図書館活用事業について、4点質問ありましたので、お答えします。

学校図書の購入について、小学校の図書購入費は、26年度で3,762,402円、27年度は、5,007,494円、28年度は3,915,489円で、中学校の図書購入費は、26年度3,663,447円、27年度は、3,862,556円、28年度は、3,758,839円となっています。

次に、学校の図書購入の選定にあたって、誰が行っているのかということですが、各学校においては子どもたちからのリクエストや、図書委員会などからの要望、各教職員の方からの意見等を考慮しまして、担当教諭がとりまとめ、最終的には各学校の判断において、図書購入の選定を行っているところですが、図書館や学校図書センター、学校司書において、必要に応じて選定資料を学校に提供し、図書購入の参考にいただいているところです。

次に、豆次郎の利用ですが、豆次郎の巡回の間隔、学校間の循環は、春休み、夏休み、冬休みの年3回行っています。

次に、学校の中での巡回は、学級間の巡回を1カ月に1回行っているところであります。

最後に、学校司書の小中学校1校に対しての配置日数はどのくらいかということですが、平成28年度の実績では、中学校は、1校当たり担当学校司書1名が88日間配置しました。小学校では、1校当たり、学校司書3名の体制で、2日間配置しました。そのほかに、小学校へは学校からの相談に応じ、学校図書センターの司書が対応していることもあります。

國枝委員長

花田庶務担当主査。

花田庶務担当主査

インターネットにつながらない状況の把握ということですが、学校からそのような状況があれば、教育委員会に報告することになっており、そのような状況が学校からあがってきた場合は把握していますが、全ての学校でそういった状況にあるということは把握していない状況です。

國枝委員長

大迫委員。

大迫委員

それでは再質問します。

図書購入費についてですけれども、ちょっと年度によってばらつきがありますけれども、学校1校に対してだと、かなり低い。潤沢にあるわけではないというのはわかります。小中学校に通う年代というのは、様々なスポンジのように習得をする期間だと思います。その後の人生においても大事な年代であると考えます。勉強が好きになるかどうか、読書が好きになるかどうか、先生や蔵書によるものと、結構左右されるものではないかなと思います。毎年学校図書購入費に当てられている金額で足りていると。この金額で足りていると考えるのかどうなのか。単行本などは安くてそろえることができます。小説などは何年置いても読むことはできると思いますけれども、百科事典などの購入などはできているかどうか、お聞きします。

豆次郎については、年3回巡回をして、学校内でも月一くらいでやっている話ですけれども、本を読まない子は何週間あっても読まないと思います。読む子は、豆次郎ラック分は数日で読んでしまうという話を聞きました。書籍を選ぶ方というのはかなり大変だと思いますけれども、巡回間隔、これをもっと短くできないだろうかという要望を聞きましたけれども、この要望についてどう思いますか。

司書についてですけれども、中学校と小学校ではだいぶ差があります。先日、大曲中学校に伺った際に、司書の方が2、3カ月常駐しただけで、本を選びやすいように配置に変え

るなど、さまざまな工夫で読書人数がかなり増えたというお話を聞きました。かたや東部小学校に行った際には、司書がほとんど来ずに、もっと常駐させてくれないだろうかという要望が出てきました。今後司書の人数を増やすという、以前から我が会派の藤田議員から司書の人数を増やせないかというこういう状況ですので、もっと増やせないのかどうか。特に、小学校の司書の配置日数というのを増やすことが可能なのかどうかお聞きします。

あと、Wi-Fi 環境についてですけれども、これは東部小学校に伺った際に、東部小学校では、クラス全員 30 人前後くらいでタブレットでネット接続をすると固まるという話です。なので、一斉には使えませんので、各班に分かれて 1 台使う。なので、「クラスで 5、6 台を使ってギリギリです」というお話がありました。実際にそういう話を学校長からお聞きしました。ですので、クラス全員で使用できない、5、6 人くらいで使用していると。何のために多くの予算を使ってタブレットを配備したのかどうか。かなりいい物ですので、それをもっと活用できるように。最低でもクラス全員が使えるように、太い回線にすべきと思いますけれども、どうでしょうか。

國枝委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

まず、各学校の配分が足りているのかということですが、毎年決算の額では、各学校で使い切っただけです。今後も各学校と十分協議して、どの程度が適切なのかも含め、検討したいと考えています。また、百科事典等ですが、各学校で共通して使う部分もありますので、学校図書センターでも百科事典等は所蔵しているほか、本館等もありますので、必要に応じてそちらの本を各学校に配置するなど、工夫をしているところです。

そのほか、豆次郎の間隔ということですが、読み切ってしまうということで、各学校の、状況に応じて配慮をしていただき、少し間隔を縮めるとか、各学校の学校図書館の活用、または地区図書館、それぞれの図書のスペース等もありますので、そちらのほうも十分活用していただけるように、児童生徒の皆さんにはこちらの施設も PR したいと考えているところです。

最後に、学校司書ですが、現在、各学校に配置をさせていただき、いろんなことがわかってきました。その内容をこちらでも十分検証しまして、推進計画等の中で新たにどういう形で各学校に配置するのが北広島にとっていいのかという内容を含めて検討している最中ですので、引き続き調査研究の上、検討したいと考えているところです。

國枝委員長

花田庶務担当主査。

花田庶務担当主査

小学校教育用のタブレットの無線通信についてですが、平成 26 年度末に各小学校に三十数台のタブレット端末をパソコン教室に整備し、普通教室にタブレットを持ち込み、授業で使用する際には、児童 1 人に 1 台での個別使用や、複数の児童で 1 台使用するグループ学習や共同学習など、それぞれの授業スタイルで対応できるように、実際に試験も行いながら、無線通信の機能整備を図ったところです。その後、つながらない状況があった場合には、保守対応で改善を図ってきている状況ですので、そういった事例が生じた場合には、保守業者による対応を早急に実施します。

國枝委員長

大迫委員。

大迫委員

図書購入費についてですけれども、大曲中と東部中の図書室に行って、実際に我々が何冊か手に取って見させてもらいました。小説はいいとしても、百科事典については、時代によって内容が変わってくるものです。15 年前の百科事典というのはまだいいほうで、20 年前、30 年前というのが並んでいました。ちょっと言いますと、国際ボランティアに関する本、これが 1990 年版。海草についての本、1994 年版。さまざまな調べ方という図鑑は 1993 年。科学のアルバムというのは、1985 年です。30 年以上前の科学を小学生が見ているんです。これは、ちょっと早急に新しいものに変えてあげなければいけないんじゃないかと思います。古い中で、今の職業という図鑑もありました。30 年前、20 年前の職業を見て、今わかりますかね。変わっています。次長は現場に実際におりましたから、さまざまなものを感じるところがあると思いますけれども、このような状況をどのように感じますか。仕方ないと感じるのかどうなのか。30 年度予算については、今までよりも多くの予算を使って子どもたちに対して新しい本、書籍を購入できるように配分できないのかお聞きいたします。

図書全般についてお聞きしますけれども、数年前、北の台小学校では芸術文化ホール、市の図書館の協力で図書のほとんどを入れ替えたことがあるとお聞きしました。入れ替えた後は、図書の貸し出し数が飛躍的に上がったと。図書室に来る子供たちがすごく増えたというお話を伺いました。北の台小学校のその時のように、総入れ替えというのは無理かもしれませんが、半分の入れ替えなどを定期的に各学校で行ってはどうかと思います。よろしく願います。

ICT についてですけれども、実際に東部小学校に伺った時には、先生もいらっしやいました。そこでお話を聞くと、やはり教室に持ってくると、全員はもう無理ですというお話がありましたので、これは早急に対応していただきたい。そういうのがあったら対応するという事なので、実際に試験をしてみて、やっていただきたいと思いますけれども、ど

うでしょうか。

國枝委員長

佐藤教育部次長。

佐藤教育部次長

時代の移り変わりが非常に激しい中、議員がおっしゃられるように、辞典等なかなか現代にそぐわないものもあるのは事実だと思います。ただ限られた予算がありますので、全で一括で更新というのは難しいことだとは思いますが、計画的に配備することによって、子どもたちにとって豊かな学習環境を整えていくことは教育委員会にとっても、市としても必要と考えております。

以上です。

國枝委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

次長の答弁にもありましたけれども、そのほかに学校司書、または学校図書センターが学校と随時連絡を取りながら、学校の中での優先順位等を検討して、随時更新の作業をしているところですので、確かに議員ご指摘のとおり古い本もまだ学校にあるのは、承知していますけれども、随時学校と協議し、また、不足が出た場合には学校図書センター、本館で所蔵しています資料を学校と共有する中で子どもたちには対応したいと考えています。

そのほか、いわゆる学校の図書を過去に入れ替えたことがあるということですが、その概要については、確かに、過去に図書館で持っている複本、複数持っている本、複本ですとか、市民の皆さんから寄せられていた寄贈本の中で比較的これは使えるのではないかという本を図書館でかなりストックしていた時代がありました。その本を活用して、議員が先ほどおっしゃられたとおりの内容を行ったこともありました。ですが、残念ながら本館のほうも来年で20年を迎える状況になり、そのような図書がすでに枯渇している状態です。今現在は、基本的に学校の図書は、学校に配分されている予算の中で、新たな図書を購入し、図書の更新を行うこととしていますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、授業での活用ですとか、特に必要なものは、学校図書センターで学校と連携を取り、子どもたちの学習環境に不便のないように配慮し、進めていこうと考えています。

國枝委員長

花田庶務担当主査。

花田庶務担当主査

東部小学校の通信の不具合については、学校のほうからは受けていない状況ですので、このような状況にあるということは、どのような原因があるのか、アクセスポイントの位置ですとか、教育用サーバーも新庁舎の移転で移動した関係がそうになっているのかなど、考えられる要因がありますので、早急に検証します。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

最初、成果報告書 26 ページ、これは永井議員が先ほど質問した、子どもの体力向上推進研究事業について、私のほうから違った点で質問させていただきます。先ほど外部講師が入ったの具体的な内容については、体育授業の補助ということでしたけれども、例えば、せっかくそういうスポーツクラブの講師の方がやっているの、ちょっと具体的な内容として、例えばよくテレビでもやっていますが、運動会近くになったら走り方の指導をするとか、そういう部分もあるのかどうかお伺いしたいのと、どのような成果があったかお伺いします。それと、これは新聞報道であったんですが、北海道の体力運動能力が 44 位だったということで、当市の状況はどうかお伺いします。

次、成果報告書 33 ページ、元気フェスティバル連携事業についてお伺いします。この元気フェスティバルの成り立ちとしては、平成 15 年まで健康、福祉、消費生活、生涯学習などの領域で開催されていた、元気だすカーニバル、ボランティア祭り、消費生活展、生涯学習フェスティバルなどのイベントを 1 つに集約することによって、にぎわいのある大きなイベントとして、明るく元気なまちづくりに寄与するものでした。成り立ちとしては。私もここ何年間、生活展のほうでスタッフとして携わらせていただいて参加しているんですけども、最初のころは参加団体も参加者も本当に多く集まってにぎやかだったんですが、ここ何年か 28 年度は 47 団体ということで、年々参加団体も減少して、実際に来られる方も少なくなっている状況だと思うんです。そういったことから、参加団体が減少した原因をお伺いします。

國枝委員長

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

子どもの体力向上推進研究事業についてですが、授業の補助の際には、基本的な動作の指導も含まれているところですし、走り方の指導等も含まれているものです。

次に、成果についてですが、専門の外部講師の指導により、発達段階に即した児童の体

力向上や、教員の指導力向上にも資するものと認識しているところです。

続きまして、本市の全国体力・運動能力等調査の状況についてですが、平成 28 年度の体力調査の体力合計点を都道府県の順位に当てはめてみると、本市の小学校男子は全国で第 13 位、小学校女子は第 12 位、中学校男子は第 17 位、中学校女子は第 27 位となっており、いずれも北海道の順位よりも上位の結果となっています。

國枝委員長

山田社会教育担当主査。

山田社会教育担当主査

元気フェスティバスは、明るく元気なまちづくりに寄与するためということで、平成 16 年度から 4 つの各領域で開催されているものを 1 つのイベントとして開催しています。この運営は、元気なまちづくりのためには、元気な人づくりが必要という社会教育の視点を捉え、参加団体の皆様の自主的な運営というものを進めてまいりました。参加する全ての団体で構成する実行委員会の形式というものが、参加者の皆様の負担になってきているというお話もお聞きしているところです。そのような理由で参加を見送るとされた団体、また、団体の構成員の方の高齢化を理由で不参加となった団体、元気フェスティバルそのものの日程と各団体様の事業が重なって、不参加になっている団体もあることを把握しています。

國枝委員長

木村委員。

木村委員

最初に、体力向上の関係なんですけれども、一定の効果があったということなんですけれども、今後ずっとこの外部講師による部分は続けていかれるのかどうかお伺いします。

それと、2 点目の元気フェスティバルの関係なんですけれども、やはり、当初の成り立ちの段階の、健康、福祉、消費生活、生涯学習、その部分で、当初は健康推進課などによって体力測定とか、そういう測定なども行って、ここ数年はそれがなくなって、来場される方もその測定を定期的にやることを楽しみにしている方もいらっしゃったんですけれども、そういったものがなくなって、来場者も若干少なくなってきたのかなというのもあると思いますが、その点について、やはり当初の原点に立ち返って、それぞれの健康、福祉、消費生活、生涯学習の、例えば行政の担当ももう一回最初の原点に立ち返った段階で、取り組みを強化していただきたいと思います。それぞれの市民団体の活動を多くの方に知っていただく場でもあると思いますので、私はこの元気フェスティバルをずっと継続していただきたいと思うんですが、今後についての対策と言いますか、取り組みをお伺いします。

國枝委員長

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

子どもの体力向上推進研究事業についてですが、小学校体育事業への外部講師派遣の今後の見通しについて、先ほどお答えしました全国体力・運動能力調査の全国順位等からも明らかになっているように、外部講師の派遣もそのような結果に結びついている 1 つの要因と考えていますので、今後も、学校と地域が連携した学校の体育活動の充実に向けた取り組みとして、事業は今後も継続したいと考えています。

國枝委員長

山田社会教育担当主査。

山田社会教育担当主査

今年度の元気フェスティバルも 9 月 3 日に終了しました。実行委員会による運営ということで、昨日、9 月 26 日に最後の実行委員会を開催し、今年度の反省と共に今後の元気フェスティバルのあり方についてもご議論いただいたところです。その中では イベントの充実に向けての実施方法ですとか、実行委員会のあり方についても前向きな意見もたくさん出されていまして、そういった参加団体の皆さんのご意見も参考にさせていただきました。近年不参加となっております団体への直接の声掛けですとか、広報の周知など、参加団体の募集の方法も含めた参加しやすい体制づくりと、発表の場の充実、人づくりの目的の達成のために、関係する部署の協力もいただきながら、魅力あるフェスティバルとなるように工夫したいと考えています。

國枝委員長

鶴谷委員。

鶴谷委員

私のほうからは 2 つの事業について通告を出させていただいていますが、図書館フィールドのほうは取り下げさせていただきます。

青少年育成事業について質問させていただきます。決算書 228 ページ、229 ページ、報告書が 32 ページです。事業内容の説明等のところに、「どさんこ子ども全道サミットへの参加」という記載がありました。こちらのサミットは、どのような内容だったのか、また、中学生 1 名参加と記載がありますが、市内どちらの中学校から参加していただいたのか、お伺いします。

國枝委員長

河合学校教育課長。

河合学校教育課長

どさんこ子ども全道サミットについてですが、このサミットは北海道の子どもたちがいじめのない、明るい学校づくりに向けた主体的な取り組みについて交流し、自らいじめの問題について考えることなど、参加者における協議の結果を広く発信することを目的として毎年開催されている北海道教育委員会主催の事業です。このサミットは北海道の各管内ごとに開催され、管内の児童生徒、教職員、保護者及び市町村教育委員会職員が参加して、いじめ防止の取り組みを交流するとともに、いじめに対する認識を共有しているところです。なお、このどさんこ子ども全道サミットにおいては、昨年度、本市の緑陽中学校が参加したところです。中学校は輪番制で、毎年いずれかの中学校がこのサミットに参加する体制を整えているところです。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

私も最初の子どもの体力向上推進研究事業は、ほかの方が質問されましたので、割愛いたします。

初めに決算書 204 ページ、ICT 整備事業なんですけれども、この中で ICT 支援員の活動について、事務事業評価では 9 月までの支援ということになってはいますが、これは教員の方への指導だと思うんですけれども、こちらのほうは十分に行われたのかお伺いします。それから、デジタル教科書の活用方法、こちらはどのようになっているのか。あわせて、学校間の格差はないのかお伺いします。

それから、まだ実際に始まったばかりとのことなんですけれども、校務支援システム導入の効果については、どうだったのか。こちらは忙しい先生がこのシステムを使うことで、生徒に向き合う時間が増えるということを目的の 1 つと思うんですけれども、いかがだったのかお伺いします。

予算書の 230 ページ。青少年安全対策事業なんですけれども、こちらの予算書に報酬と委託料があるんですけれども、それぞれ内容はどのようなものなのかお伺いします。それから、専任の指導員の方 2 人の活動状況、こちらはどうだったのかと、2016 年度大きな犯罪に巻き込まれるような事態はなかったのかお伺いします。それから、ネットパトロールについて、ネットトラブル対策についてなんですけれども、これは各小中学校にネットパトロール用のパソコンを配備とありますが、これはどなたが操作していらっしゃるのかお伺いいたします。

それから、同じく 230 ページの放課後子ども教室事業ですが、これ、今大曲小学校と双葉小学校とで実施されていますけれども、この登録児童の数と、実際に参加している子どもの数というのはどのくらい差があるのか、それともぴったりののか、その辺をお伺いします。それから、コーディネーターという方と、教育活動推進委員と、教育活動サポーターという方が名前が出てきているんですけども、それぞれの役割をされているのかお伺いします。

それから次に、予算書の 232 ページ、スポーツアカデミー事業なんですけれども、この質問がここでいいのか、ちょっと先ほどの永井さんの特別支援教育の中の体力向上のところにも関連するかと思うんですけども、今いろいろな自治体で東京オリンピックとパラリンピックもあるということも視野に入れて、障がい者スポーツの振興に力を入れている自治体も出て来ていて、いろいろと補助する制度なども作られていますけれども、本市においてパラスポーツの支援、振興というのはどのように考えてこれまでやってこられたのか、それについてお伺いいたします。

國枝委員長

富田小中一貫教育課長。

富田小中一貫教育課長

私から、ICT 支援員と校務支援システムについてお答えします。ICT 支援員は、道費で配置される事務職員で、昨年度平成 28 年度は、今年度の運用開始に向けたシステムの構築と準備期間になっていますが、導入準備段階において各学校への訪問支援を行っているところですが、今年度においても、各学校の要望に応じ訪問支援を随時行っており、大体一校当たり月 1 回から 2 回訪問支援を行っている現状です。校務支援システムの導入の効果ですが、先行導入した自治体が、本市が導入する前に 4 自治体 28 校あり、校務の時間が効率化されたとの報告結果が出ています。最低のところでも、64 時間ほど減ったという結果が出ているところであり、同様の効果が見込まれると考えています。

また、先日学校の研修において実践報告がありましたけれども、紙の量が相当減ったという報告があったことから、そういうところでも十分な効率化が図られるものと考えているところです。

國枝委員長

花田庶務担当主査。

花田庶務担当主査

デジタル教科書の利用ですが、利用環境をインターネット通信でのコンテンツ配信で利用しているところですが、小学校では平成 28 年度の 11 月に利用環境を整備して以降、主

要 4 教科で 1 校当たり月平均 90 アクセスのコンテンツ利用があったところです。また、中学校は、利用できる教科を 9 教科に追加した 11 月から 3 月までの集計では、1 校当たり月平均 54 アクセスのコンテンツ利用があった状況です。

國枝委員長

山田社会教育担当主査。

山田社会教育担当主査

放課後子ども教室の実施状況についてお答えします。大曲小学校と双葉小学校の平成 28 年度の、学年全ての合計の数値ですが、大曲小学校は、登録数全学年で 133 名、学年全体の平均参加人数は約 95. 2 名、登録児童に対する参加率は約 71. 5%です。双葉小学校は、学年の登録人数の合計が 125 名、平均の参加人数が 108. 4 名、登録児童に対する参加率は 86. 7%となっています。2 校合わせて約 78. 9%の登録児童が参加しているという集計になっています。

國枝委員長

笹森教育支援担当主査。

笹森教育支援担当主査

安全対策事業の関係について答弁します。

まず、委託事業の関係ですが、昨年度入れ替えました不審者情報システムの通報システム、こちらの入れ替えの経費になっています。それから、専任指導員の状況なんですけれども、こちらは毎日午後からの巡視活動、学校回りそれから地域回りと不審者情報があった場所へ足の運び、点検を毎日やっている状況になっています。それから、児童生徒が、昨年度大きな事件事故への巻き込まれ等の報告は受けておりません。

國枝委員長

斉藤体育担当主査。

斉藤体育担当主査

パラスポーツの支援ということでございますが、現在は障がいを持った方が行う大会運営への支援や、フレンドリーセンターの事業の中で機会提供を実施しているところです。これまで、北広島市教育基本計画に基づき、健康づくりとスポーツ活動の推進に係る施策を実施してきているところです。平成 28 年 3 月の中間見直しに際し、本市のスポーツに係る課題として新たにアダプテッドスポーツの視点を掲げたこと、こうした課題に対して、関係部局、団体、市民が共通の認識を持って取り組む必要があると考えています。

國枝委員長

笹森教育支援担当主査。

笹森教育支援担当主査

申し訳ありません。答弁漏れがありました。

ネットパトロールの関係なんです、操作については、主に生徒指導担当の先生が行っているという状況です。

國枝委員長

山田社会教育担当主査。

山田社会教育担当主査

教育活動推進費、また、教育活動サポーターとコーディネーターの役割ですが、放課後子ども教室は、子どもの居場所づくり、学習の場の提供のため、地域の方の協力を得ながら、学習活動と体育活動を実施する事業として実施しており、主に学習を担っていただく教育活動推進員、またその補助員としての教育活動サポーターというものをボランティアとして登録していただいています。教育活動推進員とサポーターの違いは、教員免許の有無です。また、教育活動推進員の中で経験の高い方から各学校の学習活動、体育活動の授業の調整とか、教材準備等を担っていただくためのコーディネーターを2名配置しているところです。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

子ども放課後教室ですけれども、勉強を教えていただくのは教育活動推進員ということで、補助するのがサポーターということなんですけれども、今2カ所でやっていますけれども、人材の確保というのは、この辺はスムーズにいかれているのか。それと、どちらかという退職された学校の先生が多いと思うんですけれども、学生さんの活動というのはないのかお伺いします。

それから、次に、安全対策事業でネットパトロールは学校の先生がやってらっしゃるということなんですけれども、毎日どのくらいのここに割かなければいけないものなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、ICTの関係なんですけれども、28年の11月からということで、これからますます使われていくことになると思うんですけれども、今のお話では平均の時間数だったので、これは学校間の格差というのは特別なという押さえでよろしいのでしょうか。こ

のデジタル教科書の活用は、教員も指導を受けたことで十分活用できているのかお伺いいたします。それと、私もよくわからないんですけれども、デジタル教科書と、以前から小学校に電子黒板とかも各教室に配置されていると思うんですけれども、そちらのほうの使用は十分行われているのかお伺いいたします。

それから、パラスポーツの件なんですけれども、計画の中にアダプテッドスポーツのことも盛り込まれているということなんですけれども、今、車いすバスケットとか、車いすテニスとか、あとはブラインドサッカーとか、そういうスポーツを健常者も障がいを持った方も一緒にするというのも進められていると思うんですけれども、そういう機会もこれからノーマライゼーションというか、そういうところではぜひやっていただきたいと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

國枝委員長

山田社会教育担当主査。

山田社会教育担当主査

教育活動推進員の皆様などのボランティアの募集の関係ですが、広く市民の方にお声掛けをしまして、主に議員のおっしゃられたとおり、退職された教員の先生にボランティアとして登録をいただいています。28年度は、教員免許を持たれた方で21名、サポーターで2名の方の登録がされていたところです。今後につきましても、まだまだボランティアの数としては必要なところですので、地域の方への声掛けをしてボランティアの登録を進めていきたいと考えているところです。

國枝委員長

笹森教育支援担当主査。

笹森教育支援担当主査

ネットの関係なんですけど、毎日学校の先生が検索をしているということではございません。大体週に1回程度の操作をしている状況になっています。

國枝委員長

花田庶務担当主査。

花田庶務担当主査

デジタル教科書の学校間での利用格差ですが、学校により各中学校、小学校で比較すると、使っているところと使っていないところの開きはありますけれども、ICTを活用した授業については、デジタル教科書の利用のほか、教材ソフトやドリル教材、また、NHKが配信

している教育コンテンツの「NHK for School」の利用など、授業内容に応じて有効に活用しているところです。今後も、各学校の教職員間で構成している教育機器活用連盟と連携を図りながら、授業での有効活用、利用促進について、検証したいと考えています。

続いて、電子黒板の利用頻度ですが、どれだけ利用しているかという報告は受けていない状況ですが、電子黒板を利用する際に同時に利用するプロジェクターのスクリーンが破けていて更新してほしいという要望がありますので、それを考えると使用している状況であると押さえているところです。

國枝委員長

佐藤教育部次長。

佐藤教育部次長

今お話のあった電子黒板ですが、毎時間とは言いませんけれども、ほぼ毎日各学級で使用している状況にあります。

國枝委員長

水口教育部長。

水口教育部長

パラスポーツの支援の部分です。以前は北広島市においてもボッチャの大会があったということも聞いています。今現在はやられていない状況です。身体に障がいがある方などへのスポーツをする機会の提供、あるいはいろいろな大会を目指す選手への支援などについては、今後スポーツの振興計画を策定する中で、いろいろな団体の方々と意見交換したいと考えており、その中で要望の把握に努めるとともに、支援策についても検討したいと考えています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

先ほどデジタル教科書の質問をしましたがけれども、全ての人を使うデジタル教科書とは別かもしれないんですけども、ディスレクシアなどの学習障がいの児童生徒のためのデジタル教科書というのも、文部科学省でも協議が進んでいると思うんですけども、合理的配慮の観点からも希望があれば利用できるような環境が整っているのかお伺いいたします。

國枝委員長

花田庶務担当主査。

花田庶務担当主査

現在のところ、特別支援教室でプロジェクターを常備している体制にはなっておりませんので、学校現場からデジタル教科書等の整備要望があれば検討したいと考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、質問しますが、通告では4項目通告していますが、学校ICT環境整備事業、校務システムに関しましては田辺委員から質問が出ましたのでカットして3項目について質問します。

最初に教育振興費、教育総務費203ページの総合学習で学ぶ副読本の学習時間の実態はどのようになっているのかお聞きいたします。わかる範囲で詳しく説明していただきたいと思います。

2点目、保健体育費、市民スポーツ活動推進事業、27年度から総合体育館の体育器具室等を使って送迎トレーニング教室を導入したと思いますが、28年度の実績はどうだったのか。まずお聞きしたいと思います。

3点目は、ページ数に該当していないのですが、各項目の中で教育委員会所管の施設において、現在エアコンのない施設。それから、照明のLEDのない施設の今後の整備計画についてはどのような計画、考えをお持ちなのかまずお聞きします。

國枝委員長

福田学校教育担当主査。

福田学校教育担当主査

総合学習で学ぶ副読本の学習時間の実態についてですけれども、社会科副読本は、小学校3、4年生の社会科の授業で使用されており、授業時数は3年生が年間70時間、4年生が年間90時間となっています。年間の授業全てで副読本を題材とした授業や、社会見学等が行われていると把握しています。

國枝委員長

斉藤体育担当主査。

齊藤体育担当主査

昨年度の送迎トレーニング教室の実績ですけれども、平成 29 年 2 月 24 日に開催して、定員 10 名のところを 4 名の参加があったところです。事業の評価としては、参加した方から「満足であった。また利用したい」という声があったところです。事業効果としては、1 日だけの事業実施であったことから、効果を図るためには実施方法等も検討したいと考えています。

國枝委員長

高橋施設担当主査。

高橋施設担当主査

エアコンのない施設や照明の LED 化の整備計画については、まずエアコンのある施設なんですけれども、14 校中 9 校のパソコンについております。照明の LED 化については、まず普通教室及び特別教室は 14 校中 9 校は LED の照明となっています。一部大規模改造工事が終わったところがありますので、そこは LED 化を終了しています。今後については、大規模改造事業とあわせ整備を行う予定です。次に屋体の関係ですけれども、屋体は 12 校 LED を設置しています。

國枝委員長

山田社会教育担当主査。

山田社会教育担当主査

社会教育課で所管している施設についての LED 化、エアコンの状況ですが、中央公民館は平成 26 年度の大規模改修で全て対応済です。西の里公民館は、エアコン、LED 化両方とも未設置ですが、施設の老朽化、社会教育委員の会議において公民館のあり方等も含めて検討を行っていることと、市全体の公共施設の配置計画の関係もありますので、その状況を踏まえながら対応を検討します。フレンドリーセンターについても、エアコン、LED は未設置という状況ですが、こちらは施設の老朽化で、今後解体の検討もしていることから、早急の対応というのは予定していません。総合体育館は、メインアリーナ、サブアリーナは LED は未設置となっています。エアコンにいてもメインアリーナ、サブアリーナについては未設置です。こちらは、平成 24 年度に大規模改修を行い、それぞれ事務室等の LED 化ですとか、エアコンの設置をしています。メインアリーナ、サブアリーナは、今のところ未検討です。各地区の体育館は、平成 27 年度に西の里ファミリー体育館を LED 化していません。今年度は大曲のファミリー体育館の LED 化をすることとしています。輪厚の児童体育館は、今後改修計画を予定していますので、その中で検討します。エアコンの設置については、各地区の体育館全てに設置してないところであり、事務室への設置については今後

の検討ということで考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

まず、副読本に関してですけれども、先日今使っているものに目を通させていただきました。それで、お聞きしたいんですが、3年生、4年生で約70時間、90時間学んでいますということなんですが、副読本に出てくる市内の施設だとか、歴史的な場所だとか、施設、こういうところというのは、おそらく本では学んでいるんだろうと思うんですが、実際市内の全小学校の3年生なり4年生がこういった施設の見学を実際しているのかどうか、その実態は教育委員会で掴んでいるのかどうかをお聞きしたいと思います。

市民スポーツ活動推進事業、2年目もそこその人数が集まって成果が上がったということで、承知しました。それで、先日この事業を行う資格を持った方が、残念ながらお亡くなりになったという訃報に接しました。これは体育協会の事業の中で配置した資格者ですから、市としては指定管理のほうに今後の事業継続をどのように求めていくのか。これは相手先が指定管理のほうになると思うので、指定管理の都合があると思うのですが、少なくとも毎年2月にやっている事業からいくと、今年度の事業が可能なのかどうかも含めて見通しをどう押さえているかお聞きします。

それから、最後にエアコンとLEDに関しては、今後の整備計画とか大規模改修だとか、長寿命化とか、建替えとかいろいろあると思うので、一連で申してまいりましたが、市の本庁舎がこのような空調設備が整うということからいくと、市民にしてみると市内のいろんな施設に行ったときに、「本庁舎はエアコンがあって、ここはないのか」という、ここは素朴な実感として、皆さん感じるわけですから、そういう意味では必要なところは早期な計画を立てていただいて、設置をスピーディにやっていただきたい。これは要望としますので、質問は2点お願いします。

國枝委員長

福田学校教育担当主査。

福田学校教育担当主査

総合学習、副読本の学習時間についてですが、副読本の市内見学の件については、全ての学校について把握していないんですが、工業団地ですとか、市内スーパー、アウトレット、歴史的な建造物のほうに社会見学をしていると聞いています。

國枝委員長

齊藤体育担当主査。

齊藤体育担当主査

総合体育館のトレーニングの今年度の実施の見通しですけれども、特定非営利活動法人の北広島市体育協会に勤務されている方の後任の方については、現状健康運動指導士の方だったんですけれども、その方の配置を要望しているところでございます。

この事業については、健康運動指導士の方に指導していただくことによって、効果が得られると考えていますので、それらを踏まえて今後体育協会と協議し、検討したいと考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

副読本に関しては、私も本を見て非常に良くできているなという実感を持ちました。ただ、それと、いろんな議員が我がまちに小中学生に、我がまちに愛着を持っていただく、郷土の誇りを持っていただく。また、我がまちによくしていただくということで、いろんな質問をされていた経緯があります。そういう意味では、副読本と実際子どもたちが実感している郷土への愛着。こういうところが本当に十分生かされているのかどうか。整合性が本当にとれているのかというのを以前から疑問に思っておりました。そういった面で、全ての小学校が同じところに見学にいかなければいけないということではないんですけれども、そういうことがもっとカリキュラムの中で、工夫されていいのではないかという思いを私は思っておりますので、これは教育長にお聞きしたいと思っておりますので、留保して総括でやりたいと思っておりますので、以上で質問を終わります。

國枝委員長

橋本委員。

橋本委員

まず、国際交流事業でございますが、決算書 225 ページ、報告書は 37 ページ。続きまして、文化財保存活用事業と、これも決算書は 223 ページで、報告書は 34 ページとなっております。

まず、最初に国際交流でございますが、もうこの名前を知っている人も少なくなっていると思うんです、職員は若返りましたから。この人材育成基金につきましては、ご存じのとおりだと思いますが、竹下登政権時代の、1988 年から 1989 年。各市区町村に対しまして、地方振興のために 1 億円を交付したふるさと創生事業を人材育成の目的といたしまして、

人材育成基金として積み立て、事業を推進してきましたけれども、28年度決算では、基金残高が5,76万1千円となっております。数年で基金残高が消滅することが伺えますけれども、施策の効果と今後の継続事業として、基金の積み立てを行うのか。また、その展望について伺いをいたしたいと思います。

次は、文化財保存活用事業につきましてでございますが、まず最初に、旧駅逋所の管理運営委託費は、今年は約183万円前後だと伺っているところですが、このシルバーとの業務の契約内容。それと、このことに対する評価。これについてまず最初にお伺いしたいと思います。

國枝委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

旧島松駅逋所の管理運営については、シルバー人材センターに委託しているところ。平成28年度の契約は、183万7千円余りで契約をしたところ。その契約の内容は、大きく管理業務、日常業務、開館前の冬囲いに関する、あるいは閉館後の冬囲いについて委託しているところ。業務の中身については、まず、管理業務として、4月の開館前の準備から、11月の閉館後の冬囲いまでということにしまして、駅逋所での勤務は4月28日から11月3日までを基本とする開館日での勤務となっております。次に、日常業務としては、料金徴収業務、建物の開閉と鍵の扱い、建物内部及び外部の管理清掃、観覧者に対するガイド説明と注意指導、その他巡回点検、業務日誌、危機発生時の初期対応としています。冬囲いについては、春の開館日までに撤去し、冬の閉館日以降の冬囲いを実施するというようにしています。こうした業務に対する評価についてですが、駅逋所の入り口には来館者の方々に感想などを記入していただくノートを置いています。それを開きますと「ガイドの方から詳しい説明が聞けて良かった」あるいは「初めて来たけれども、貴重な勉強ができて良かった」など、管理人であるシルバーさんのガイドを含め、駅逋所の存在そのものに対しても、感動や感謝の言葉を見ることができます。私どもエコミュージアムセンターとしても、管理人の皆さんが管理業務を通して、あるいはご自身の時間の中で北広島市の歴史ですとか、特に旧島松駅逋所にまつわる歴史や中山久蔵翁の実績について研さんを積まれていることが、日々のガイドの内容にも生かされて、来館者の方からの高い評価につながっていると捉えているところです。

國枝委員長

水口教育部長。

水口教育部長

人材育成基金の部分です。議員おっしゃるとおり、これについては、国のふるさと創生事業により、平成元年に基金を創設しているところです。かつては青年塾だとか、エルフィン大学の各事業の実施のほか、市民活動への補助を行ってきたところであり、現在は国際交流事業に活用しているところです。これまで、国際交流事業への活用した金額は、約1,200万円となっています。国際交流事業の成果については、派遣による現地の交流だけではなく、ホームステイ受け入れにより国際交流への理解、国際感覚を持った人材の育成を目的として、これまで163人の高校生等の派遣、236名の受け入れを実施しているところです。派遣高校生の中には本事業をきっかけとして、現在海外で日本語教師をされている方、家族が本事業でのホームステイ受け入れ協力を行う中で、自身も本事業による派遣に興味を持ち、実際に団員となった方など、一定の成果が出ているものと考えています。基金については、現在ふるさと寄附金の寄附目的の1つとしており、今年度は、市内外から約24万円の寄附がされているところです。引き続き、教育委員会としても、事業の趣旨を広く周知するなど、基金の確保に努めたいと考えています。基金は生涯学習社会における人材育成を目的にしているものですので、国際交流事業に引き続き活用するとともに、活用については、見直し充実等を検討したいと考えています。

國枝委員長

橋本委員。

橋本委員

それでは、再度お伺いをいたしますが、旧島松駅逦所の管理関係につきましてでございますけれども、私が思うに、知新の駅の来館者の多くは市民で、職員や学芸員で対応しておると思いますけれども、一方旧島松駅逦所におきましては、ただいまご説明ありましたように、シルバー人材センターのサービスの業務だと思うんです。絶えず説明するのは契約に入っていません。あれは好意でやられている行為です。そういうことで、寒地稲作発祥地、クラーク碑を訪れる見学者の多くは市外や本州の方々と私は認識しています。1週間に1回は必ず見えていますけれども、このことから、観光的な要素の高まりを認識した対応は早くから求められているはずですが、そのために来訪者へのシティセールスを含め、充実した市の対応が、私は求められているのではないかと思います。そこでお尋ねをしますけれども、旧島松駅逦所は現在シルバー人材に委託して管理運営をしておりますが、将来的というよりも、私は早い時期に指定管理者方式に切り替えて、シティセールスと観光振興の観点からも、有効と思えるそういったことをやはり検討すべきかと思いますが、このことについて私はお伺いしたいと思います。ということは、対外的に来た時に、行政の対応というのは、市民から見ると離れているものがあります。民間の人方が対応するのは柔軟性があるんです。柔軟性があることが情報がありまして、一週間前は、井上茂さん、図書館行くと本がありますけれども、この地方づくり、地域づくりをされております早稲

田出身で、これは日経新聞の記者、それから論説委員、社説も書いておられて、常磐大学の大学院の先生。わざわざ農政ジャーナリストなんですね、それを辿っていくと中山久蔵さんと、赤毛。当時明治 6 年に誰から見ても、当時の気象条件から見ると発芽しない、その不可能を可能にしたというのは素晴らしい。こういうことで、外部の人が評価しているんです。皆様方はそこまで評価されているのかな。私はもっとうるさくこの遺産を充実した調査をしてほしい。PR してほしい。そういったことから今質問した内容がその趣旨でございます。

それともう 1 つは、谷浦議員が質問したものと重複をいたしますが、蓮池ですね。あそここの蓮、きれいな蓮ですよ。今年は 7 本か 8 本しか生えなかったんですが、今から二十数年前でしょうか。名前を言っても構わないと思うんですが、蓮が絶えちゃって、それで鶴の湯温泉にやったということです。行ったっけ、断られた。遠藤龍畝さんに言われました。私は鶴の湯温泉、親の代を知っております。私的に言って恐縮ですが、恐縮ですが。行って、快くいただいてきたのが蓮なんです。で、今、北海道にはあまり蓮ってないんですね。登米市なんです。中田町字石森、これは中山久蔵さんが草鞋を脱いだ片倉家の所在地なんです。今回長沼ってございますよね、ポート会場で、オリンピックの。長沼、登米市。蓮の観光地。そういうところから種でなくて、根っこからいただいてくる、なかなかくれませんけれども。それは人的ネットワークですよ。人と人との交流ですよ。そういうところからいただけないものをいただける。そういうところは行政は欠けていますね。ですから、こういったことで、登米市から研究検討というよりも、ダイレクトに、あそここの蓮池は素晴らしい財産なんです。あそこ全部、旅行者が来た時に、蓮から取って食事に出していた、そのための蓮だったんですよ、レンコン。なぜかっていうと、学芸員さんもいらっしゃいますけれども、北海道の歴史の史実、当たり前史実になっておりますけれども、明治 3 年以前は誰も調べたことないんですよ、行ってみると、そういうことがわかりまして、全て函館方面から来たのではなくて、登米市のほうからも来たと思っても、これはいいという考えも成り立つんですよ。そんな意味で、ぜひ、あそこは管理ばかりではなくて、これが商工観光の関係と、観光と史跡との関係で、タイアップしていかなければならない重要な場所であり、重要なところであると思いますので、そういうところについてどう考えているのか 2 点についてお伺いします。

國枝委員長

小島エコミュージアムセンター長。

小島エコミュージアムセンター長

まず、旧島松駅逦所の将来の管理方式等についてです。全国には史跡を含む歴史公園などの管理主体として、指定管理者制度を導入する例があることは承知しています。先ほど、谷浦委員への答弁の中でも申しましたが、山形県鶴岡市の県指定の史跡を含む史跡公園は、

指定管理者によって管理されているという事例を当方の学芸員も見てきたところです。我々の国指定史跡旧島松駅通所については、これから大規模改修に取り組んみましますし、歴史的観光資源という観点も含めながら、周辺整備の方向性を検討していくところであることから、その中で将来の管理運営の姿についても、先進事例を研究したいと考えているところです。

続いて、登米市の蓮のことと、現地に赴いて人とのネットワークをつくることが大事ではないかという質問ですが、こちらについて、エコミュージアムの推進をしている事業の中で、調査研究という考え方は、その後の企画展示ですとか、教育研究事業につながる大切な仕事であるというふうに考えています。2018 推進計画のほうにも、調査研究に係る経費などを位置付けたいと考えているところです。これまで、ほかの事業の出張旅費の中で、現地へ赴いた時にさまざまな調査研究につながることや、資料提供を受けたりして取り組んできましたが、2018 年以降は、エコミュージアム普及推進事業の中に調査旅費を計上できるように整理したいと考えているところです。

國枝委員長

橋本委員。

橋本委員

駅通所に今の建物ございますけれども、建物ばかりで、中に入りますとあんまり資料がないんですよ。表彰状だとか。松本十郎の書、これが一番光っているんですよ。開拓の好機と言わざるを得ないという。これは浜益に松本十郎の庄内藩の陣屋のところに行ってまいりました。それで、書版もどうなったのかわかりませんが、きっとかなり傷んでいますよね。これは金を惜しんだら中山久蔵は泣きますよ。しっかり予算付けて、できなきゃならないところ、できているの、これ。これはね、先々に延ばすものではないですよ、金がないと言っているものではないんですよ。ぜひ、この分については早速対応していただきたい。私はそう思います。無理でしょうかね。当然のことだと私は思います。金がないでは済まされない。クラーク 3 人の偉人の。そうじゃないですか。それは讚えるものではないもん。そういうことで、ぜひやっていただきたい。

それともう 1 つ、駅通所の中に、案内をする紙がないんですよ。パンフレットはあるけれども。書いたものないでしょ。よそからきた人には大事なんですよ。知新の駅まで行きますか。あそこに来る人は、中山久蔵寒地稲作発祥の地、駅通所、クラーク碑、ダイレクトにあそこへ来るんですよ。だから、知新の駅とあそこと史跡のところと離れちゃっているんです。ぜひそこの部分はコミュニケーション取りながら、やっていただきたいし、知新の駅の前は、中央公民館にありましたね。どうも教育委員会と別に見て、どうも意思疎通が取れているようで取れていないという雰囲気があるんです。離れていると。だからそこの部分は、離れているのではなくて、絶えずタイアップしながら、業務を進めて

いくという、そういった対応が求められているのではなかろうかなと。なおさらこれからのことですが、観光施設は観光客が増えていまして、札幌千歳の間に北海道始まって当初の史跡があるというのは北広島だけなんです。アウトレットパークだけじゃないんですよ。もっと歴史を大事にしないと。それは教育委員会ですよ。ぜひともそれは市長部局を説得をして、ぜひそこの充実を図っていただきたい。このように思いますが、ご見解があればお尋ねします。なければ結構でございます。

國枝委員長

水口教育部長。

水口教育部長

ありがとうございます。

教育委員会、知新の駅、エコミュージアムセンターがきちんと連携を取りながら、予算執行も、要求するものは要求してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

國枝委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

以上で、教育総務費、教育振興費のうち幼稚園就園奨励費事業、幼稚園就園準備支援事業、幼稚園協会連携事業及び幼稚園振興事業を除く教育費の質疑を終了します。

暫時休憩します。

休 憩 15 時 04 分

再 開 15 時 16 分

國枝委員長

休憩を解き、再開いたします。

次に、下水道事業特別会計の質疑を行います。

山本委員。

山本委員

私からは1点。決算書の290ページ、決算意見書の62ページ。下水道事業の一般会計の

繰入金の内訳についてご質問します。

下水道事業は、一般会計から4億9789万円特別会計のほうに繰り入れされているわけですが、その内訳、内容についてお聞きしたいと思います。

國枝委員長

橋本下水道課長。

橋本下水道課長

平成28年度一般会計からの繰入金総額は4億9,789万7千円になります。平成27年度は4億8,367万9千円。平成26年度は、4億5,030万5千円になっています。28年度繰入金の内訳は、生ごみ処理分として、決算書163ページ、衛生費清掃対策費から6,786万6千円。し尿処理分として、決算書165ページ、衛生費し尿処理費から8,265万6千円。雨水処理経費及び分流式下水道経費と不明水の処理経費として193ページ、土木費都市計画費から3億4,737万4千円が繰り出されています。不明水とは、管渠の接続箇所や流入する地下水や、雨水浸透のことを言い、分流式下水道の場合、雨水流入のことを不明水として認識しています。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

一般会計の繰り出しの部分はわかりました。この下水道会計については、将来、公営企業会計に移っていくということで、それらの検討がされていると思います。で、それらの状況についてお伺いしたいと思います。

國枝委員長

橋本下水道課長。

橋本下水道課長

平成31年度から下水道事業は公営企業に移行いたしますけれども、今の段階では、し尿、生ごみの一般会計繰入金については、今までどおりの繰入額でいくと思われます。土木費の都市計画費からの繰入額は、これから財政当局と協議を行い、来年12月くらいまでには繰入額算定の基本的な考え方の整理を済ませたいと思っています。

國枝委員長

山本委員。

山本委員

わかりました。これにつきましては、すでに下水道課の長寿命化計画も出されていると思います。今後の各種計画に向けての取り組みはどのようなスケジュールで行われていくのでしょうか。

國枝委員長

橋本下水道課長。

橋本下水道課長

下水道事業計画は、平成 26 年度に下水道管渠施設長寿命化計画と、平成 27 年度に下水道処理センター、ポンプ場長寿命化計画を策定しており、平成 27 年度から平成 32 年度の計画期間について、管渠施設、処理センター、ポンプ場などの施設設備の内、老朽化が進んでいると思われる施設整備の重要度や緊急度などを総合的に勘案し、改築更新を実施しています。平成 32 年度以降の計画は、国土交通省から示されているストックマネジメントを平成 30 年度に基本計画を策定し、平成 31 年度に実施計画の策定を予定しています。その中で下水道施設全体についての更新計画を策定してまいりたいと考えています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、1 点だけお聞きします。

下水道事業、下水道整備事業費、297 ページ、28 年度の事業実績と、28 年度の終了時の時点での 40 年度以上経過した老朽管、これはどの程度残った状態なのかまずご説明をお願いします。

國枝委員長

橋本下水道課長。

橋本下水道課長

平成 28 年度末、管渠整備総延長は約 554 キロメートルあり、40 年以上経過してる管渠は、污水管で約 89 キロ、雨水管で 82 キロ、合計約 171 キロと、総延長の 31%となっています。平成 28 年度に行った更新事業は、管渠布設替え 53 メートル、管更生 228 メートルとマンホール蓋取り替え 56 カ所を実施し、事業ベースで約 32%完了しています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問します。

今 40 年以上が 31%残っているということで、まず 1 つは、石狩管内で他市と比べた場合、この 31%というのはい多いのか少ないのか。そういう管内的な比較をしたことがあるのかどうか。

それともう 1 つは、今後の 40 年以上経った管の整備計画は、現在どのような考えを持っているのか説明できる範囲でお願いします。

國枝委員長

橋本下水道課長。

橋本下水道課長

近隣市の 40 年以上の管渠は、比較はしていません。当市の下水道事業は、昭和 54 年度から供用を開始していますので、40 年を超えている管は、他市に比べれば少ないものと考えています。

管の整備計画は、先ほど山本委員にもご説明いたしましたとおり、平成 32 年度以降の下水道管渠事業計画は、平成 30 年度にストックマネジメント基本計画を策定後、平成 31 年度実施計画の中で管渠の更新計画の策定を考えています。

國枝委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

川崎委員。

川崎委員

昨日との関連なので、保留なんですが、質問だけさせてもらいます。

汚水の受け入れなんですが、建物からの汚水の時間制限とか、流量制限をされているのかどうか、それだけお聞きして保留したいと思います。

國枝委員長

橋本下水道課長。

橋本下水道課長

当市下水道事業では、建物からの汚水の時間制限や流量制限などは行っていません。

國枝委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

以上で下水道特別会計の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案第 12 号の質疑を終了いたします。

次に、議案第 13 号 平成 28 年度北広島市水道事業会計剰余金処分及び決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。

田辺委員。

田辺委員

報告書の 54 ページです。1 点質問します。上下水道料金収納業務委託事業なんですけれども、この事業を見ますと、水道料金の未納者に対する個別収納を委託された、収納員の 3 名の方が家庭を訪問して、個別収納をするということになっていますけれども、個別収納を行っている実態について、業務内容についてお伺いします。この方たちの身分はどういうふうになっているのか。それから、今 4 階に水道料金センターというところにいる方たちなのかお伺いします。

國枝委員長

遠藤業務課長。

遠藤業務課長

平成 28 年度は、上下水道料金収納業務委託ということで、個人 3 名に委託をしています。その内容は、水道料金は自主納付若しくは口座振替が原則ですが、未納者が少なからずおります。こういった未納者とは今までもいろいろ個別相談、やりとりを行ってきていますが、なかなか自分の意志だけでは支払いを管理していくことができない方がいらっしゃいますので、そういった方に関して、個別収納を行っています。集金する金額は、事前に職員と調整を取っていますが、将来的に未納額が減るという前提で、収納員と滞納者の間で自主的に取り決めをする場合もあります。また、年 3 回、6 月と 10 月と 3 月に未納整理期間ということで、場合によっては給水停止まで行って未納整理を行っていますが、この時に給水停止対象となった使用者宅を個別訪問して料金収納を行っています。この場合も前段で市の職員がいろいろ調整をして、その金額を個別に収納するという委託になっています。

次に、身分についてですが、平成 28 年度は、先ほど冒頭で答弁しましたが、個人に委託しています。平成 29 年 8 月からは、水道料金センターへ移行していますので、委託業者の

社員という立場になりますが、まだ収納のノウハウとか、そういったものが引き継がれていない部分もありますので、暫定的にここ 1 年間、同じ 3 名の者を社員として在籍させているという状況になっています。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

今も、個人の方 3 名がこの業務に当たっているという認識でよろしいんですね。

給水停止とか、水は命に直結するということではなかなか難しいと思うんですけども、トラブルですとか、そういうようなことはないのか。そういう場合、もちろん市の職員の方もかかわっていかれると思うんですけども、個人の委託契約というところでは、今まででそういうトラブルとか問題とかは起きていないのかどうかお伺いします。

國枝委員長

遠藤業務課長。

遠藤業務課長

トラブルということですが、水道に関しては最後のライフラインということで、かなり慎重に行っていて、給水停止に関しては、水道事業の職員が市の関係部局と調整を取りながら最終的に給水停止に至っていますので、今まで大きなトラブルが発生したというのは聞いていません。

國枝委員長

田辺委員。

田辺委員

今年度からは、今はその方たちだけでも、今度は水道料金センターというところがその業務を担っていく。その方たちがそこに吸収というか、そこに配置されるということではよろしいんですか。

國枝委員長

桜庭料金担当主査。

桜庭料金担当主査

もともと、平成 28 年度は、個人委託という形を取っていました。先ほど、課長から説明

させていただいたとおり、水道料金センターという業務は 8 月から民間に委託が始まっていますが、身分に関しては個人委託を 7 月 31 日で止め、8 月 1 日からは民間業者の社員に転籍という形で身分が移っていますので、現在の状況としては、民間業者の社員という立場で同じ業務を続けていただいているという形になっています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

水道会計、1 点だけ説明いたします。

業務年間総有収水量ということで、決算書 18 ページ、決算意見書 4 ページということで、意見書のほうでは 28 年度は 89. 1% で、前年度より 1. 2 ポイント低下していると、このような意見書の指摘がありました。この下がった理由はどこにあるのかというのと、それから、この 89. 1% が、道内ではどの程度の位置にいるのかどうかわかれば、そこをまず 1 点目にお聞きします。

國枝委員長

遠藤業務課長。

遠藤業務課長

昨年度と比較して、有収率が 1. 2% 減っていますが、その主な理由は漏水です。漏水に関しては、前年度より 5 万 9 千トン増えています。その他として、例えば利用者の水道水が濁った場合などは、お金をいただくことはできませんので、料金の減免を行っていますが、これも昨年より 1 万トンほど増えています。これらの分が有収率に影響しているものと思われれます。

有収率の順位ですが、北海道内の市町では 95 団体が水道を運営していますが、95 団体のうち 15 番目です。市の中では、33 団体のうち 6 番目となっています。

以上です。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

確認で 1 点だけお聞きします。

この 89. 1 というのは、それからいきますと、決して悪くはないんだろうと思うんですけども、その辺の認識。

それから、先ほど課長が言った漏水が主な要因ではないかということですけども、こ

の漏水対策ということでは、28年度なり今年度でどんな対策を取ろうとしているのか。そこだけちょっとご説明お願いします。

國枝委員長

藤嶋水道部長。

藤嶋水道部長

有収率が下がっているということで、私どももいろいろと分析をしています。先ほど、業務課長のほうからお話があったと思いますけれども、漏水の部分ではないのかなと考えています。ただし、公道とか、そういうところに溢れでている漏水ではなくて、公道から各家庭のメーターまでの部分。給水装置というんですけれども、この部分が古くなって漏水をしているのではないのかなということで考えています。そうなりますと、給水装置の部分は個人のもので、水道事業のほうでは直すことができません。それで、メーターのところである程度以上に数値が回っているというところは、個別的に漏水しているのではないかと、各家庭に多くなっているところについてはご案内を差し上げて、修理を依頼しているという形になっています。

國枝委員長

藤田委員。

藤田委員

最後に1点だけ。

今の部長の説明でわかりました。然れば、市民の方からわが家の水道料金が急に増えたとか、そういうような漏水が原因ではないか、みたいな、問い合わせみたいなものは28年度にあったのか、なかったのか。

國枝委員長

桜庭料金担当主査。

桜庭料金担当主査

漏水に関しては、メーターよりも家側のほうの漏水であれば、メーターに必ず数値が現れますので、急に今月多くなったというお問い合わせは非常に多くあります。そのたびに現地にお伺いして、どこから漏れているのかというのを一緒に確認させていただいて修理をお願いするという対応を取っています。ですから、水道料金は、多くなった分を減額する対応をさせていただいています。ただし、メーターよりも公道側、また、敷地内ということになりますと、メーターではわからない部分になりますので、地表に水が上がってこ

ない限りはなかなか現在も気づいていないという状況ももしかしたらあるかもしれません。

國枝委員長

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

國枝委員長

以上で、議案第 13 号の質疑は全て終了いたしました。

以上をもちまして、予定した議案の質疑は全て終了いたしました。

なお、個別質疑で留保し総括質疑を行う委員は、9 月 28 日午後 3 時までに通告書を提出してください。

また、10 月 5 日午前 10 時からの決算審査特別委員会では、総括質疑の後、議案ごとに討論、採決を行います。

本日はこれにて散会といたします。

大変お疲れ様でした。(15:39)

委員長 國枝 秀信